

第129回 月例社会保障研究会

2025年の年金改正と今後の展望

武藤 憲真

令和7年12月18日

1. 2025年改正前までの 年金スライドの歴史

公的年金制度の特徴(なぜ、年金スライドするのか？)

老後に備えて貯蓄をしても…

人は、何歳まで生きるかは予測できない。
(どれだけ貯蓄をすればよいのかわからない)

いつ、障害を負ったり、小さな子どもがいる時に
配偶者を亡くす (=所得を失う) か、わからない。

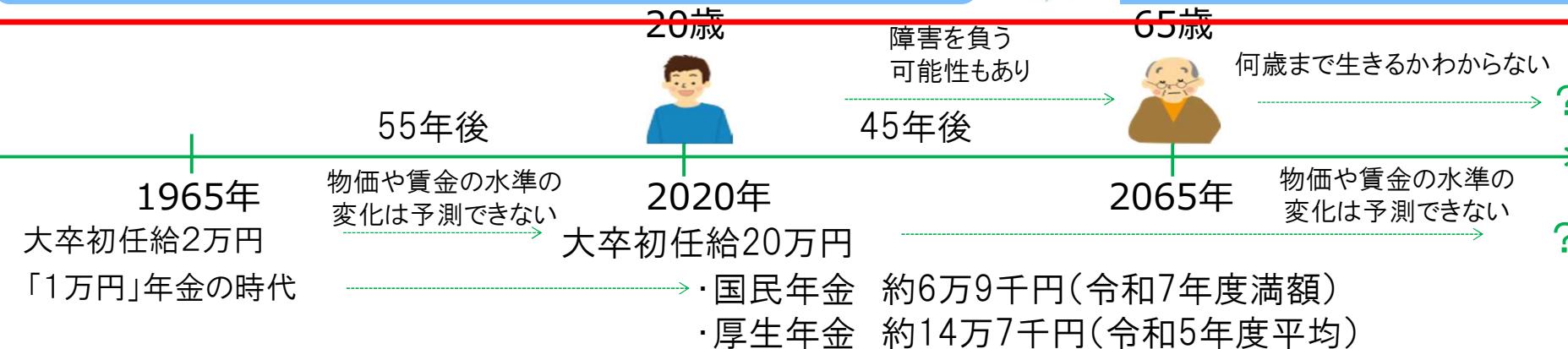
50年後の物価や賃金の変動は予測できない。
(貯蓄しても、将来目減りするかもしれない)

公的年金なら…

終身（亡くなるまで）の支
給

障害年金・遺族年金の支給

実質的な価値に配慮した
年金の支給



昔と今の物価

(出典) 小売物価統計調査

		1965年 → 2020年	
鶏肉	100g	71.8円	→ 128円(1.8倍)
牛乳	瓶1本	20円	→ 133円(6.7倍)
カレーライス	1皿	105円	→ 714円(6.8倍)
コーヒー (喫茶店)	1杯	71.5円	→ 512円(7.2倍)
ノートブック	1冊	30円	→ 162円(5.4倍)

一般に、民間金融機関が販売する個人年金保険（金融商品）は、**将来の物価上昇を考慮しておらず、有期の支給が中心となっています。**（「将来、〇万円を払います」、「10年間払います」など）

保険料負担と年金給付（国民年金・厚生年金）→ 年金改定方法

- 年金額は、保険料を納付した期間（月数）と現役時代の賃金額（標準報酬）に応じて算定される。

	国民年金制度(第1号)	厚生年金制度
保険料負担	月 17,510円(R7.4~) →平成17年度から毎年280円ずつ引き上げ。 →平成29年度以降、16,900円(平成16年度価格)で固定。 ※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、平成31年度以降 は17,000円(平成16年度価格) ※所得水準に応じて、保険料の免除制度あり。	その月の報酬×18.3%(H29.9~) (労使折半) →平成17年度から毎年0.354%ずつ引き上げ。 →平成29年9月以降、18.3%で固定。 ※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの ※月34万円稼いでいる人であれば、 <u>本人が</u> 、月々31,110円(34万 × 18.3% × 1/2)負担。
年金給付	受給資格期間(10年※)を満たすことが必要 ※平成29年8月から受給資格期間を25年から10年に短縮 基礎年金(老齢)(65歳~) 給付額は、保険料を納付した期間で決定する。 (満額は定額) 月 69,308円 × 保険料を納付した月数 480月 ※ 保険料全額免除期間=1/2月 又は 1/3月として計算 平均額:月5.6万円(R4年度末)	厚生年金(老齢)(65歳~) 給付額は、現役時代の報酬と被保険者期間で 決定。(報酬比例) 平均標準報酬 × $\frac{5.481}{1,000}$ × 被保険者期間(月数) ÷ 12 賞与を含む。過去の賃金は現在価値に評価。 (賃金スライド) 1人当たり平均額:月14.5万円(基礎含む、R4年度末)

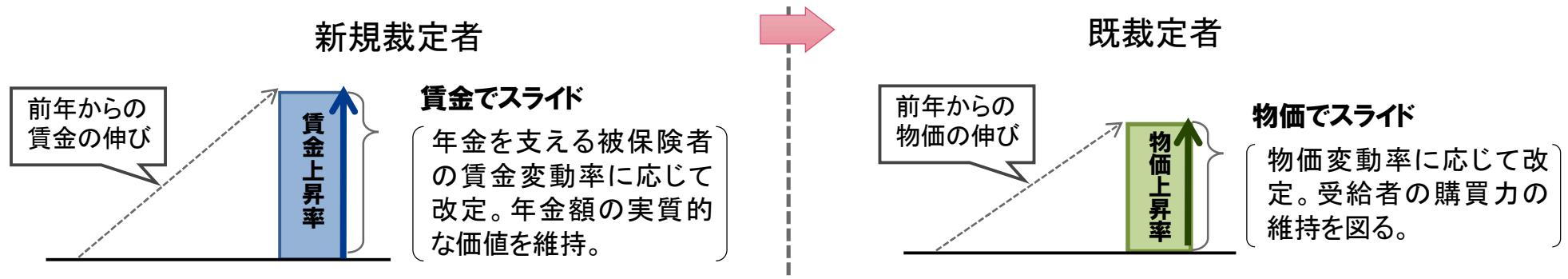
年金額の改定（スライド）のルールの変遷（平成16年改正まで）

昭和48 (1973)年	<p><u>賃金再評価、物価スライド制の導入</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 財政再計算時に、厚生年金については賃金再評価、国民年金については国民の生活水準、消費水準等の動向を踏まえて政策改定<ul style="list-style-type: none">・ 平成5(1993)年まで 標準報酬の伸びに応じて再評価・ 平成6(1994)年以降 年金保険料率の上昇分を調整して再評価(可処分所得スライド)○ 財政再計算の間の年については、物価変動に応じて改定(物価スライド)<ul style="list-style-type: none">・ 平成元(1989)年まで 5%を超える変動があった場合に自動改定 (実際にはほぼ毎年度法律改正により改定を実現)・ 平成2(1990)年以降 完全自動物価スライド
平成12 (2000)年	<p><u>裁定後の年金額の改定方法の変更</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 既裁定(65歳以後)の年金に関しては賃金再評価や政策改定を行わず、物価変動率のみで改定○ ただし、物価変動率のみで改定した年金額と、65歳以後も賃金再評価等を行った場合の乖離が過大となる場合には、既裁定の年金に関しても賃金再評価等を実施(いわゆる「8割ルール」) <p>※ この改定ルール自体は法律に直接規定されておらず、今後の財政再計算時の基礎年金額や厚生年金の再評価率の改定の方針として説明。法律的には、生年別の再評価率の設定という形で規定。</p>
平成16 (2004)年	<p><u>平成16(2004)年改正による年金財政フレームに対応して賃金再評価や政策改定を含めて改定ルールを法定化</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 新規裁定までは賃金変動率で、既裁定年金は物価変動率で改定する原則及びその算定方式を法定化○ 長期的な給付と負担の均衡を図るため、上記の改定に対して一定の調整を講じる仕組み(マクロ経済スライド)を導入 <p>※ 具体的な改定の水準は、実際の物価変動率、賃金変動率を上記の改定ルールに当てはめて算定し、毎年度政令に規定。</p>

年金額の改定(スライド)の基本構造

- 原則、年金額は、毎年度、物価や賃金の変動に応じて自動改定する仕組みとなっている。具体的には、
- ① 新規裁定者(年金を受給し始める者)の年金額は、賃金変動率により改定
 - ② 既裁定者の年金額(年金を受給している者)は、物価変動率により改定
- ただし、賃金の伸びが物価の伸びを下回る場合は、現役世代の負担との公平の観点などから、新規裁定者と既裁定者の改定の特例が設けられている。 *

【賃金上昇率>物価上昇率のとき】原則的なスライドのルールを適用



【物価上昇率>賃金上昇率のとき】特例的なスライドのルールを適用

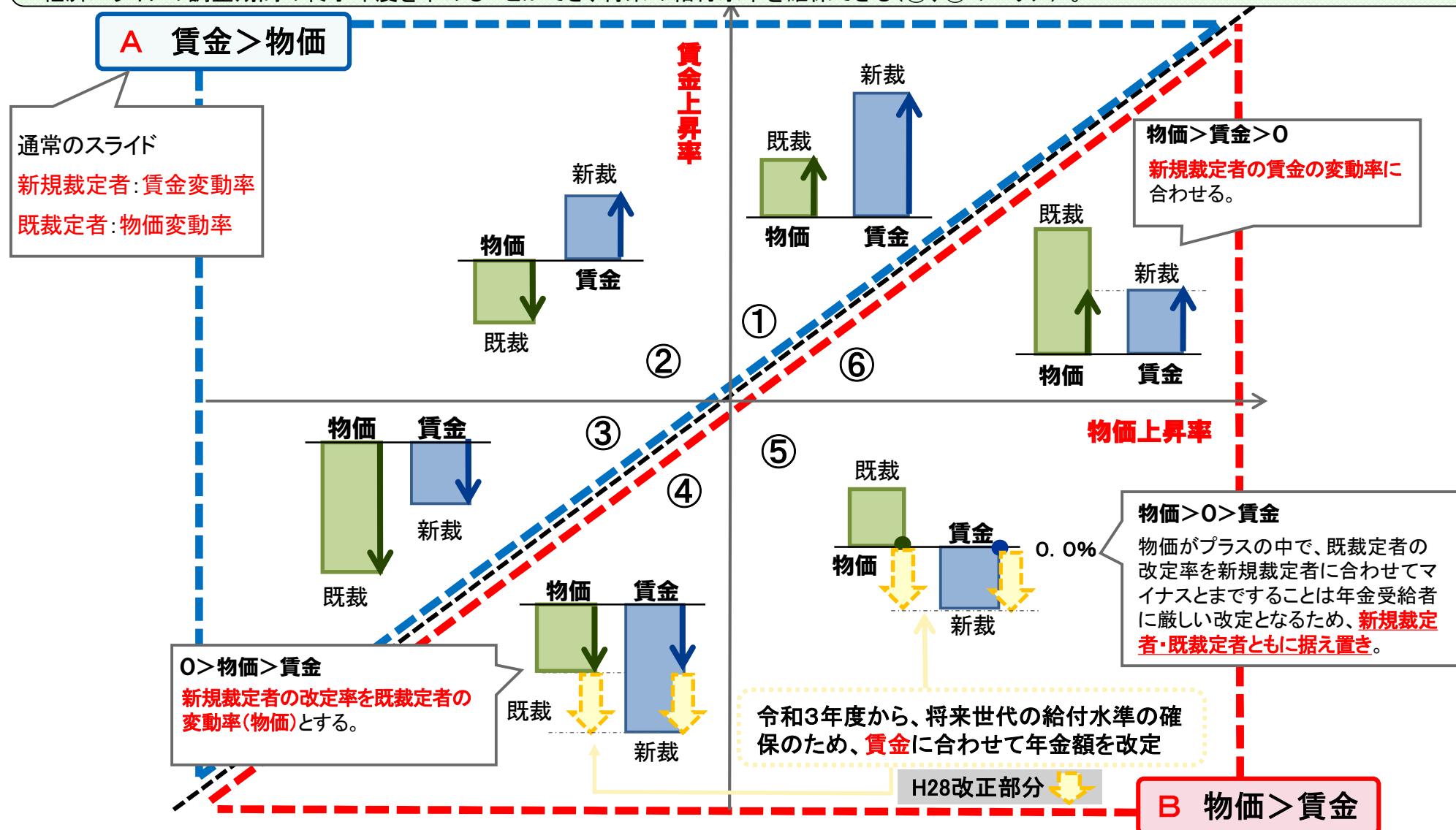
次ページ参照

- 基本構造は上記の賃金スライド、物価スライド。
- 加えて、一定期間だけマクロ経済スライド(後述)。

* 以下、単に「賃金(上昇率)」といった場合、「名目手取り賃金(上昇率)」のことをいう。

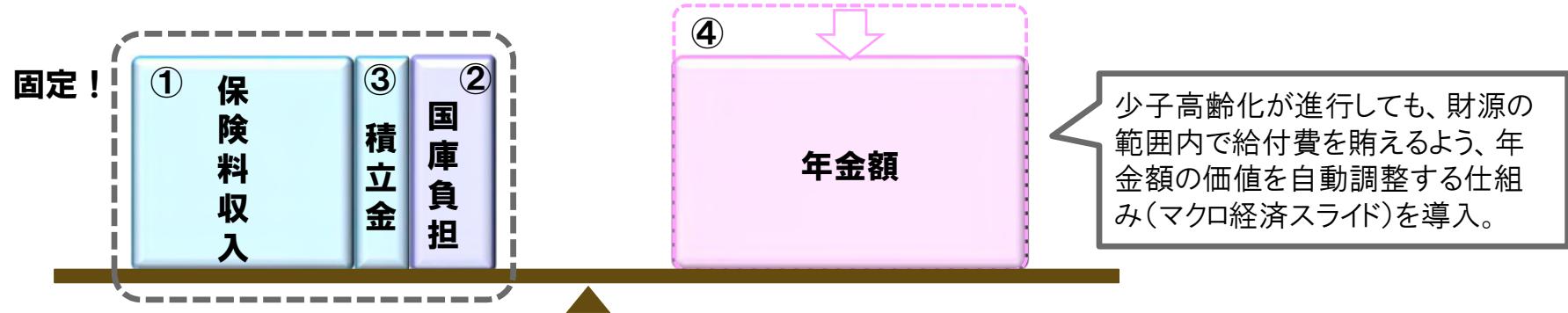
年金額の改定（スライド）のルール

- 新規裁定者は賃金変動率、既裁定者は物価変動率で改定することが原則(Aのエリア)。
 - ただし、年金制度の給付の原資たる保険料収入の支え手である現役世代の負担能力がおちている(物価>賃金(Bのエリア))場合には、既裁定者の改定率が新規裁定者の改定率を上回ることを避ける形での改定とする。
 - 令和3年度から、既裁定者も現役世代の負担能力を示す賃金変動で改定することを徹底(新規裁定者の改定率に合わせる)。これにより、マクロ経済スライドの調整期間の終了年度を早めることができ、将来の給付水準を確保できる(④、⑤のエリア)。



平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。（保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記）

・厚生年金：18.3%（労使折半）（平成16年10月から毎年0.354%引上げ）

・国民年金：17,000円※平成16年度価格（平成17年4月から毎年280円引上げ）※現在の国民年金保険料：16,980円（令和6年4月～）

※産前産後期間の保険料免除に伴う引上げ分(100円)を含む。

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

〔平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。〕

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

〔概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。〕

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

〔現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。〕

※所得代替率:61.2%(令和6年度)

⇒ 56.9%(2039年度)【高成長実現ケース】、57.6%(2037年度)【成長型経済移行・継続ケース】、50.4%(2057年度)【過去30年投影ケース】

マクロ経済スライドの仕組み

- スライドの自動調整を行う調整期間中は、現役男子被保険者の平均手取り収入に対する厚生年金の標準的な年金額の割合（所得代替率）は低下していく。調整期間の終了後は、原則、一定となる。
- 現行のマクロ経済スライドの自動調整は『名目下限額』を下回らない範囲で行うものとされている。

【所得代替率について】

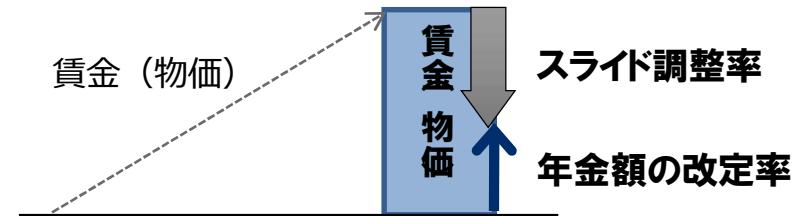
$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額}}{\text{被保険者の平均手取り収入}}$$

※スライド調整率 = 被保険者数の減少率 + 平均余命の伸び
賃金上昇率 - スライド調整率で変動
(調整期間中)

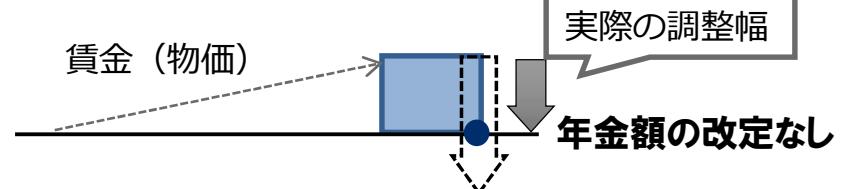
賃金上昇率で変動

【名目下限について】

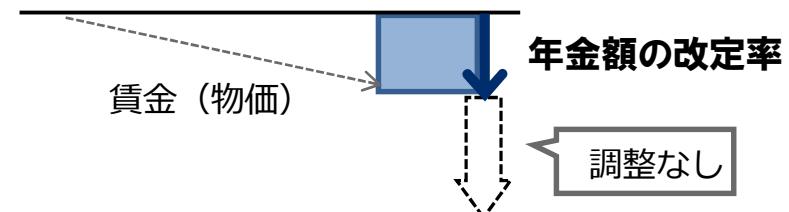
<ある程度、賃金・物価が上昇した場合>



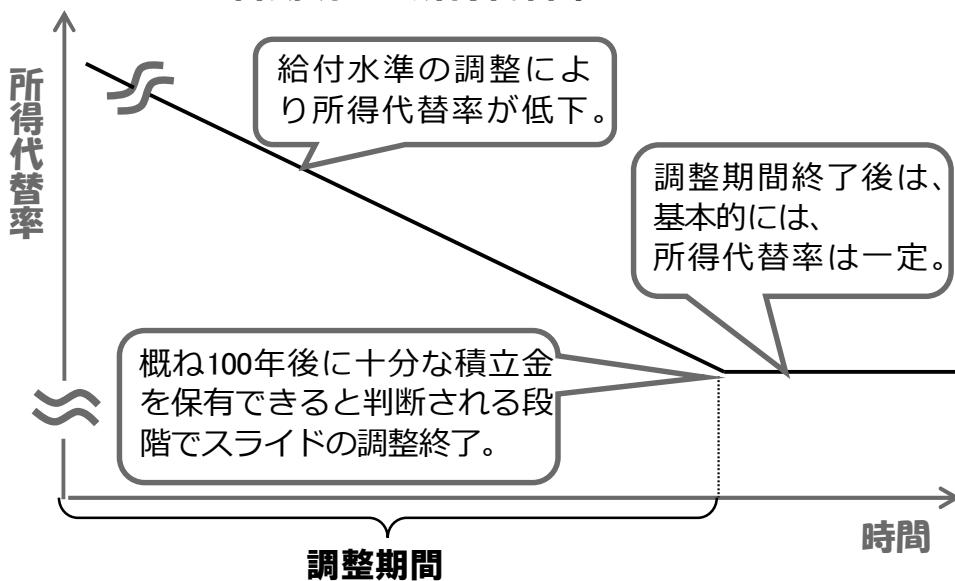
<賃金・物価の伸びが小さい場合>



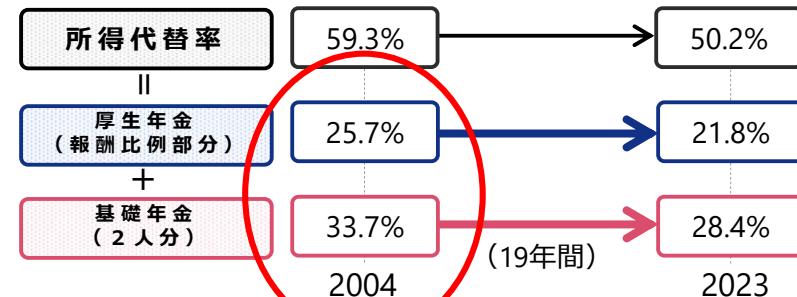
<賃金・物価が下落した場合>



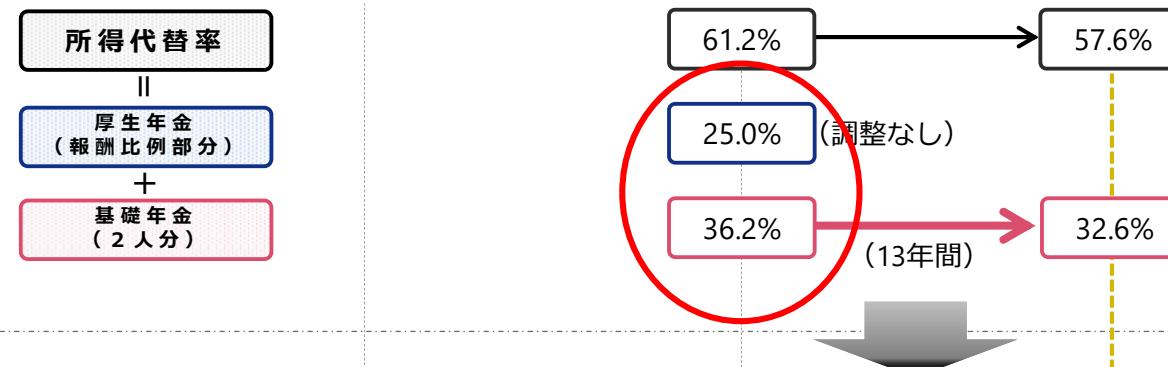
<スライドの自動調整と所得代替率>



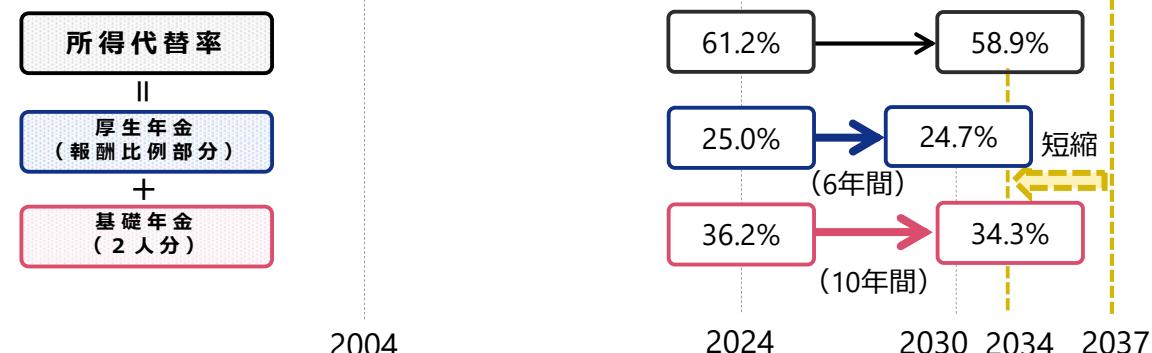
《平成16（2004）年財政再計算》【基本ケース】



《令和6年財政検証：現行制度》



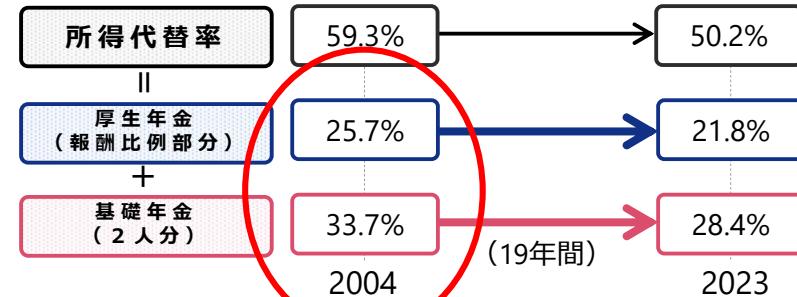
《制度改正案》



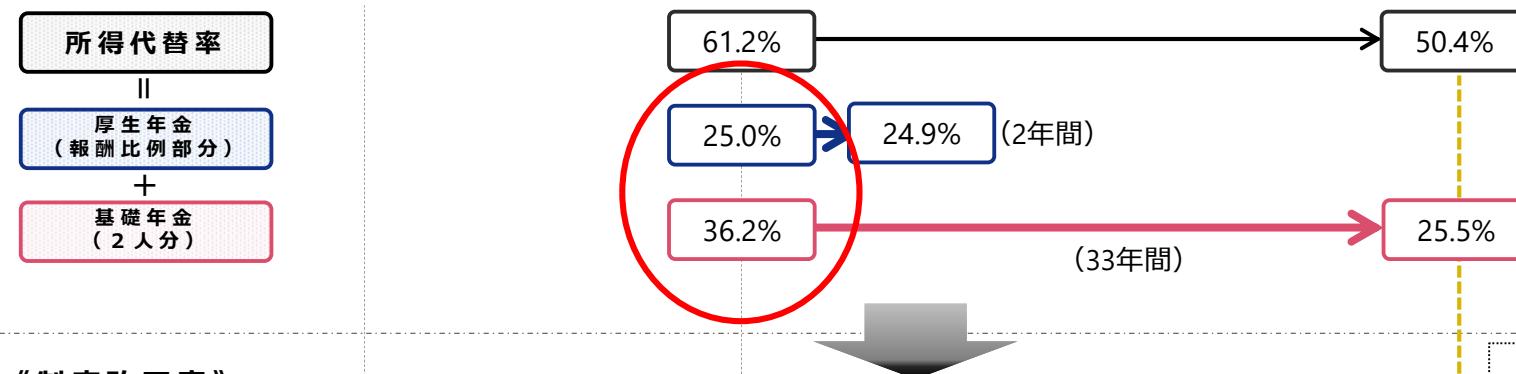
制度改正案

- ①被用者保険の適用拡大等
(企業規模要件及び賃金要件の撤廃 +
5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消
(対象者数：200万人))
- ②在職老齢年金制度の見直し
- ③遺族年金の見直し
- ④標準報酬月額上限の見直し
※2026～2030年度まで報酬比例部分のマ
クロ経済スライド調整率を1/3に緩和

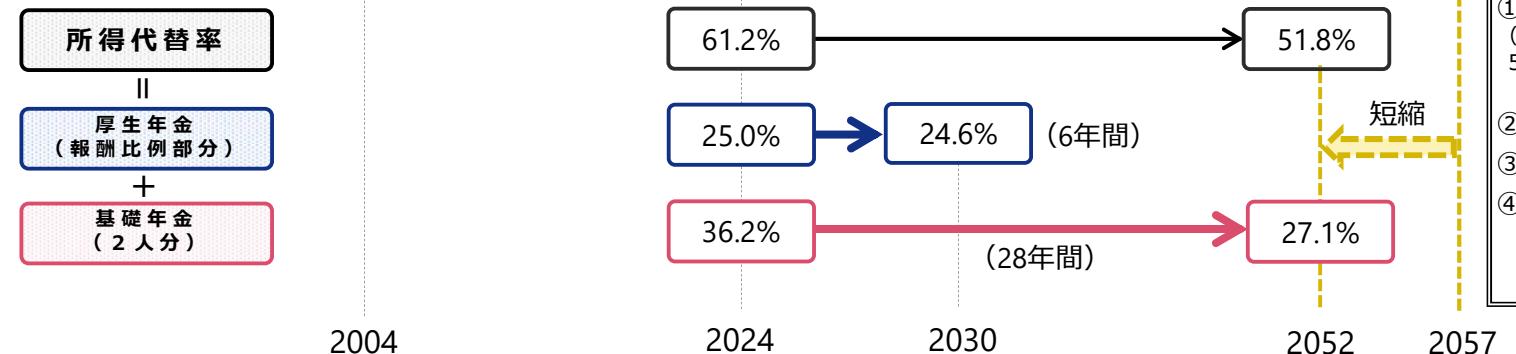
《平成16（2004）年財政再計算》【基本ケース】



《令和6年財政検証：現行制度》



《制度改正案》



制度改正案

- ①被用者保険の適用拡大等
(企業規模要件及び賃金要件の撤廃 +
5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消
(対象者数：200万人))
 - ②在職老齢年金制度の見直し
 - ③遺族年金の見直し
 - ④標準報酬月額上限の見直し
- ※2026～2030年度まで報酬比例部分のマクロ経済スライド調整率を1/3に緩和

注 制度改正案においては、附則第3条の規定により報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を2030年度まで延長するが、過去30年投影ケースにおいて財政均衡を図るために、1年分に満たない調整率により2031年度まで調整が必要。

マクロ経済スライド調整期間のズレの要因

第9回社会保障審議会年金部会
2023年11月21日
※一部追記

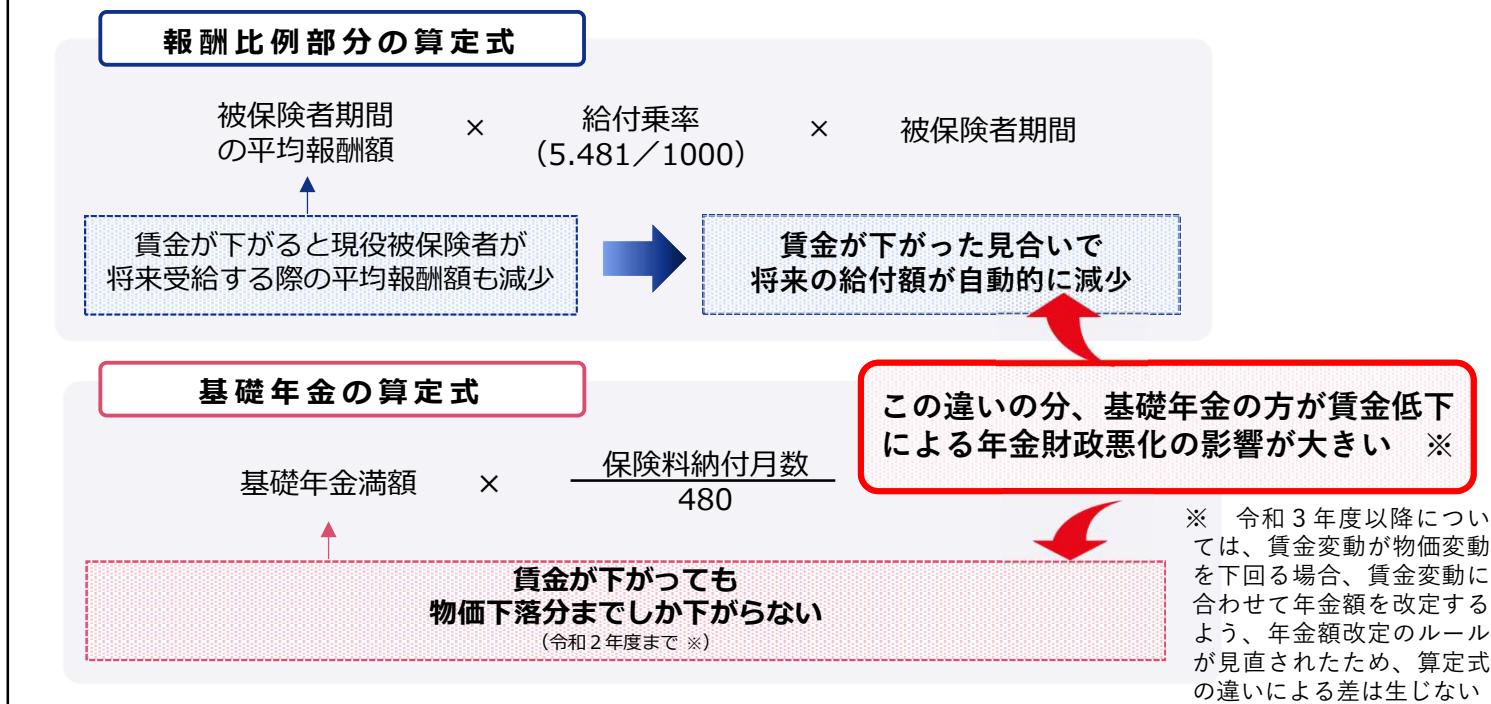
資料1

- ① デフレ下で賃金が下がっても基礎年金の水準は物価水準に合わせたことから下がらなかった → 国民年金の財政が悪化
- ② 女性や高齢者の労働参加の進展により、想定より厚生年金被保険者の増加や第3号被保険者の減少が進む → 厚生年金の財政が改善

マクロ経済スライドの終了年度

	2004年 財政再計算	2024年 財政検証 (過去30年 投影ケース)
報酬比例	2023年度	+ 3年 2026年度
基礎	2023年度	2057年度 + 34年

① 報酬比例部分と基礎年金の算定式の違い - デフレ下で基礎年金の水準が高止まり -

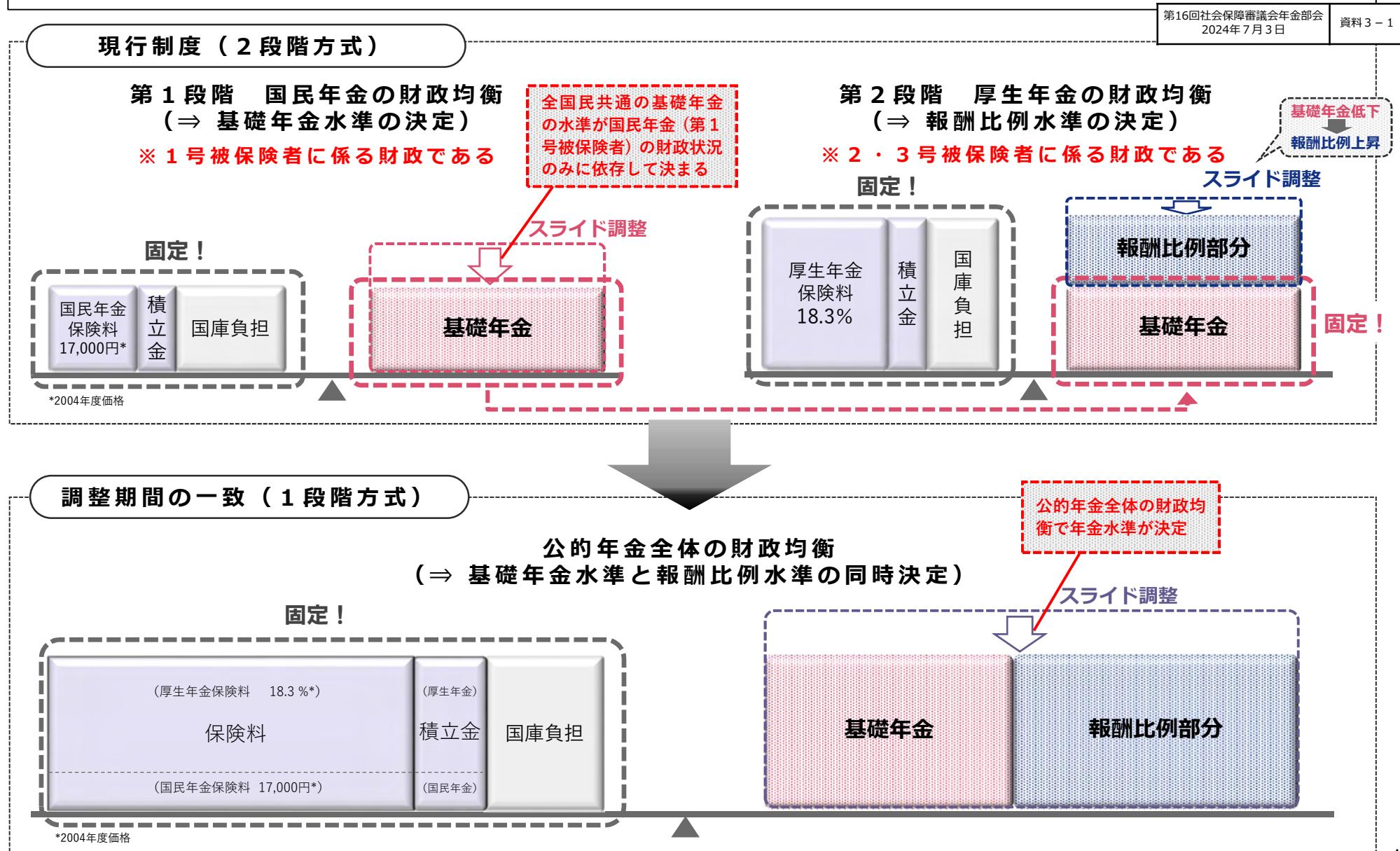


② 被保険者の構成の変化 - 厚生年金被保険者の増加と第3号被保険者の減少 -

	第1号被保険者数		厚生年金被保険者数		第3号被保険者数	
	実績	2004年財政再計算	実績	2004年財政再計算	実績	2004年財政再計算
2005	2,180万人	2,189万人	3,772万人	3,699万人	1,094万人	1,117万人
2020	1,427万人	1,857万人	4,534万人	3,458万人	803万人	1,017万人

(参考) マクロ経済スライドの調整期間を一致させる場合における調整終了年度の決定方法

- 現行制度の「2段階方式」ではなく「1段階方式」を仮定し、公的年金全体の財政均衡で調整終了年度を決定することで調整期間を一致。



平成16年改正後の年金スライドの課題

- 年金額の特例水準の解消
 - 平成24年の年金額の特例水準の解消（法改正）により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備
(平成27年度)
- 名目下限措置の取扱い
 - 平成28年改正により、未調整のスライド調整率を翌年度以降に繰り越すキャリーオーバー開始
(平成30年度)
- 賃金スライドの徹底
 - 平成28年改正により、（将来に向かっては）足下の年金水準の上昇がなくなる
(令和3年度)
 - 過去に足下の年金水準が上昇した分は、影響が残る

賃金変動率と物価変動率の推移

特例水準の強制解消による

改定年度	平成											マクロ経済スライド発動
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
物価変動率	0.0%	-0.3%	0.3%	0.0%	1.4%	-1.4%	-0.7%	-0.3%	0.0%	0.4%	2.7%	
賃金変動率	0.3%	-0.4%	0.0%	-0.4%	0.9%	-2.6%	-2.2%	-1.6%	-0.6%	0.3%	2.3%	
(うち可処分所得変化率)	※1	※1	(-0.2%)	(-0.2%)	(-0.2%)	(-0.2%)	(-0.2%)	(-0.2%)	(-0.2%)	(-0.2%)	(-0.2%)	
特例水準の解消									-1.0%	※3	-1.0%	-0.5%
マクロ経済スライド												-0.9%
基礎年金額改定率												
既裁定者	0.0%	-0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.4%	-0.3%	0.0%	-0.7%	0.9%	
新規裁定者	0.0%	-0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.4%	-0.3%	0.0%	-0.7%	0.9%	
備考	特例水準の 解消 特例水準の 解消 特例水準の 解消 マクロ経済スライド初発動											
	キャリーオーバー開始					可処分所得スライド休止と						
改定年度	令和											賃金スライド徹底開始
	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
物価変動率	0.8%	-0.1%	0.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.2%	2.5%	3.2%	2.7%		
賃金変動率	-0.2%	-1.1%	-0.4%	0.6%	0.3%	-0.1%	-0.4%	2.8%	3.1%	2.3%		
(うち可処分所得変化率)	(-0.2%)	(-0.2%)	(-0.2%)	(-0.2%)	(-0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)		
特例水準の解消												
マクロ経済スライド			(-0.3%)	-0.5%	-0.1%	(-0.1%)	(-0.3%)	-0.6%	-0.4%	-0.4%		
基礎年金額改定率												
既裁定者	0.0%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.4%	1.9%	2.7%	1.9%		
新規裁定者	0.0%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.4%	2.2%	2.7%	1.9%		
備考	マクロ経済スライド未調整分繰り越し開始 可処分所得スライド休止 賃金スライド徹底											

※1 平成17年度、18年度の基礎年金の「実質手取り賃金変動率」は、16年改正法附則11条に基づき0.0%とされていることから、賃金改定率は17年度0.0%、18年度▲0.3%となる。

※2 物価改定率と賃金改定率を比較して高い方を網掛けにしている。

※3 平成25年度は、特例水準解消のため、10月に▲1.0%の改定が行われた。

(参考) 平成16年改正後の主な制度改正事項

- 基礎年金国庫負担割合1/2への引上げ (平成21年度)
→ 当面は、臨時の法制上・財政上の措置を講ずることによって維持
- 基礎年金国庫負担割合1/2の財源確保 (平成26年度)
→ 消費税率8%への引上げのうち1%で安定財源確保
- 年金額の特例水準の解消 (マクロ経済スライドの発動) (平成27年度)
- 被用者年金一元化 (平成27年10月)
- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大 (平成28年10月~)
- キャリーオーバー開始 (平成30年度)
- 年金生活者支援給付金 (令和元年10月)
- 賃金スライドの徹底 (令和3年度)
- 受給開始時期の選択肢の拡大 (75歳まで繰下げ可) (令和4年度)

2. 年金額の分布推計 (令和7年財政検証で初実施)

年金額の分布推計のポイント

- モデル年金の年金額や所得代替率の将来見通しに加え、各世代の65歳時点における老齢年金の平均額や分布の将来見通し（年金額の分布推計）を作成。
(令和6（2024）年財政検証において初めて実施)

推計結果のポイント

＜現行制度に基づく推計結果＞

- 若年世代ほど労働参加の進展により厚生年金の被保険者期間が延伸し、厚生年金の被保険者期間が20年以上の者（厚生年金期間が中心の者）の割合が増加。（男性は1959年度生（2024年に65歳）の約80%から2004年度生（2024年に20歳）の約90%に上昇、女性は約40%から70%台に上昇。）
- 労働参加の進展による厚生年金の被保険者期間の延伸と実質賃金の上昇により、若年世代ほど平均年金額（男女計、実質）は増加し、低年金は減少する見通し。（平均年金額（男女計、実質）の伸びは、モデル年金額（実質）の伸びを上回る）
- 特に、女性の平均年金額（実質）の伸びや低年金の減少は大きく、女性の平均年金額（実質）の伸びは実質賃金の伸びと同等（過去30年投影ケース）又は上回る（成長型経済移行・継続ケース）。

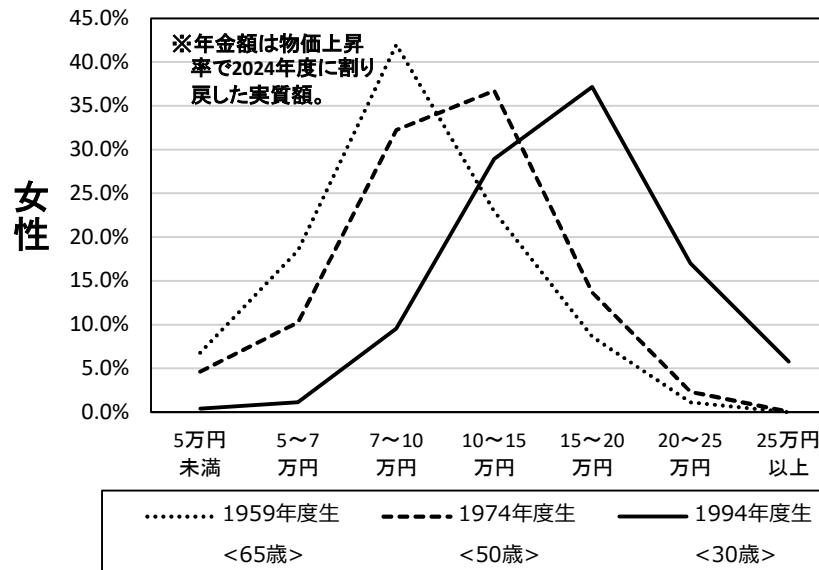
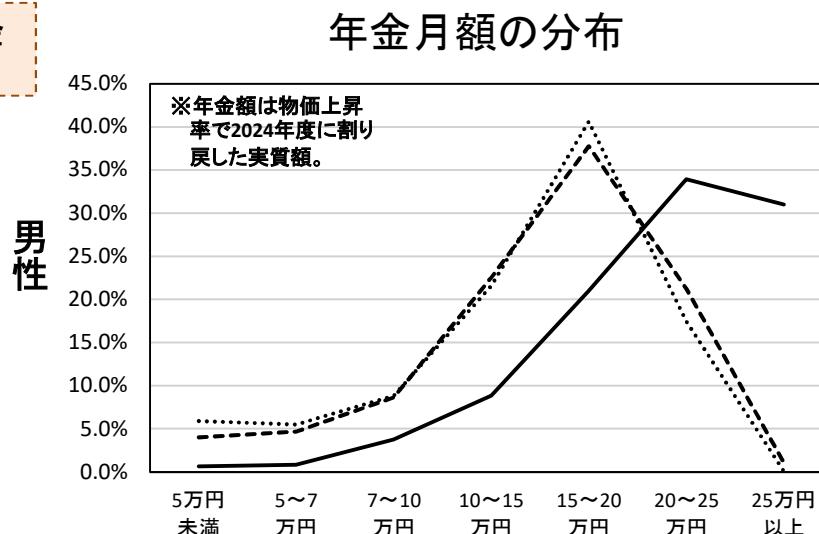
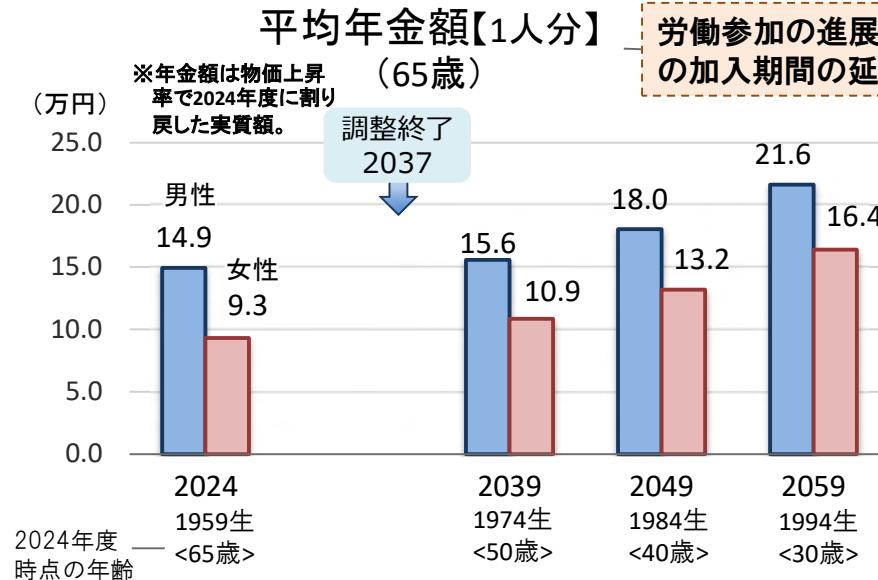
＜オプション試算の推計結果＞

- 適用拡大は、新たに厚生年金に適用となった被保険者本人の年金給付が増えること、基礎年金の水準が上昇することにより、マクロ経済スライド調整終了後の平均年金額の上昇や、低年金の減少に効果がある。
- 拠出期間の延長・給付増額は、基礎年金の水準が上昇することにより、マクロ経済スライド調整終了後の平均年金額の上昇や、低年金の減少に効果がある。
- 調整期間の一致は、基礎年金の水準が上昇することにより、マクロ経済スライド調整終了後の平均年金額の上昇や、低年金の減少に効果がある。

年金額の将来見通し（令和6（2024）年財政検証 年金額分布推計）

成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率（対物価）1.5%）

- 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が高いことからマクロ経済スライド調整期間においてもモデル年金、平均年金額は物価の伸びを上回って上昇し、低年金も減少していく見通し。



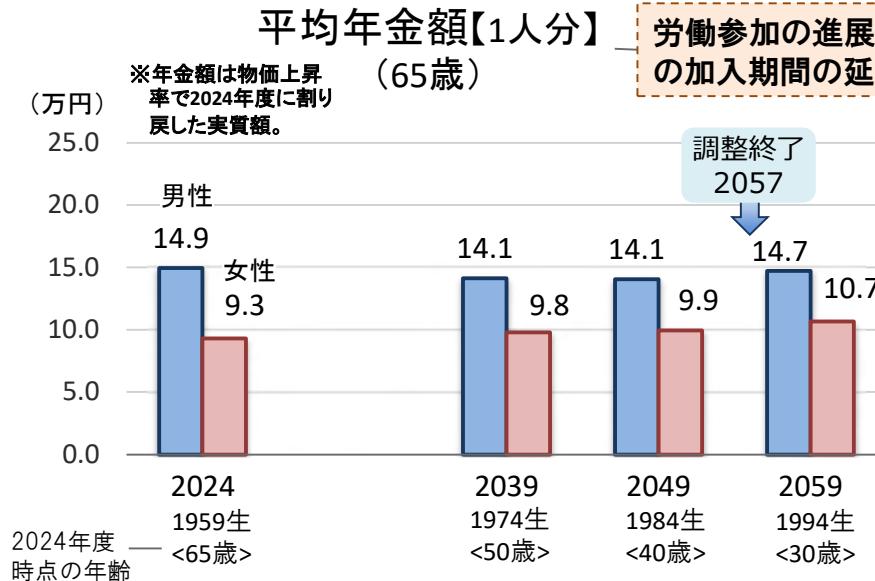
※1 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

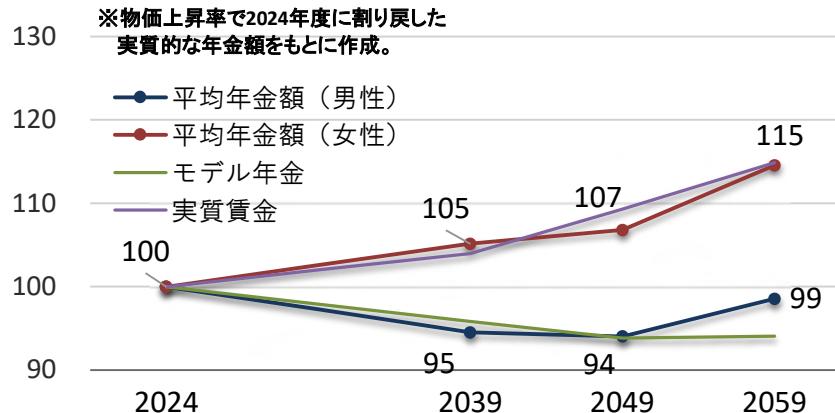
年金額の将来見通し（令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計）

過去30年投影ケース（実質賃金上昇率（対物価）0.5%）

- 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。過去30年投影ケースでは、マクロ経済スライド調整期間におけるモデル年金（特に基礎年金）は物価の伸びを下回るもの、女性の平均年金額は、労働参加の進展に伴う厚生年金の加入期間の延長により物価の伸びを上回って上昇し、概ね賃金と同等の伸びとなる見通し。低年金も減少していく見通し。



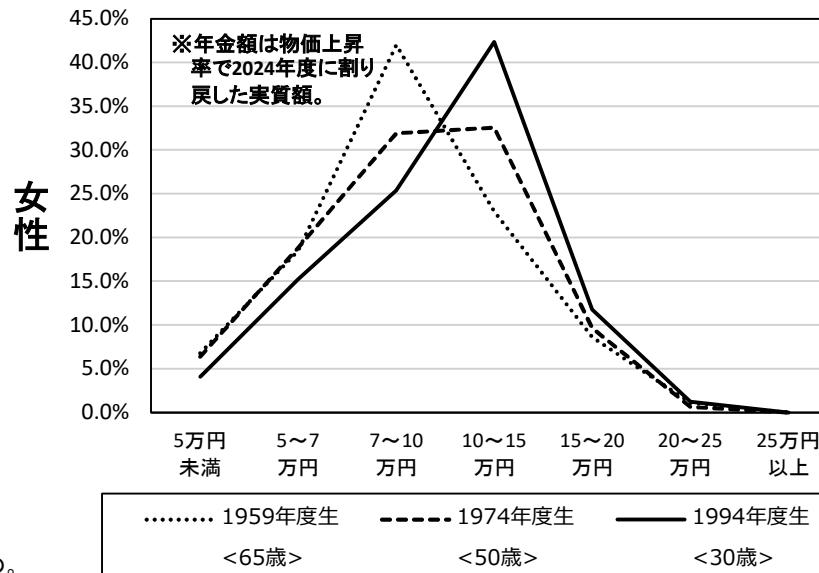
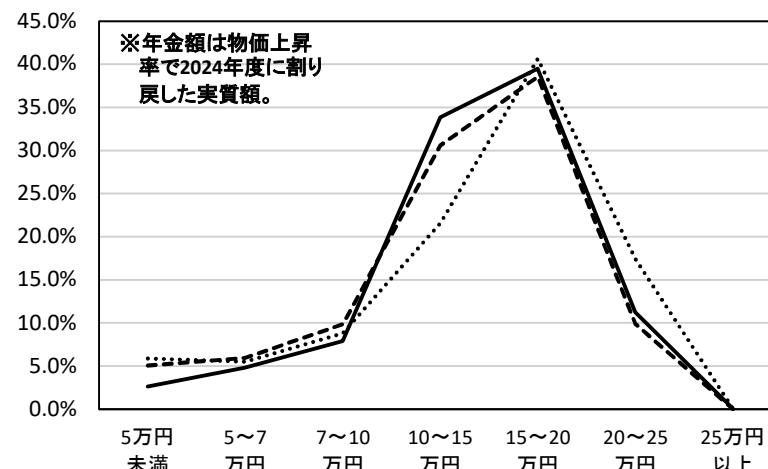
年金の伸び



※1 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

年金月額の分布



現役時代の経歴類型の変化(性、生年度別)

—現行制度—

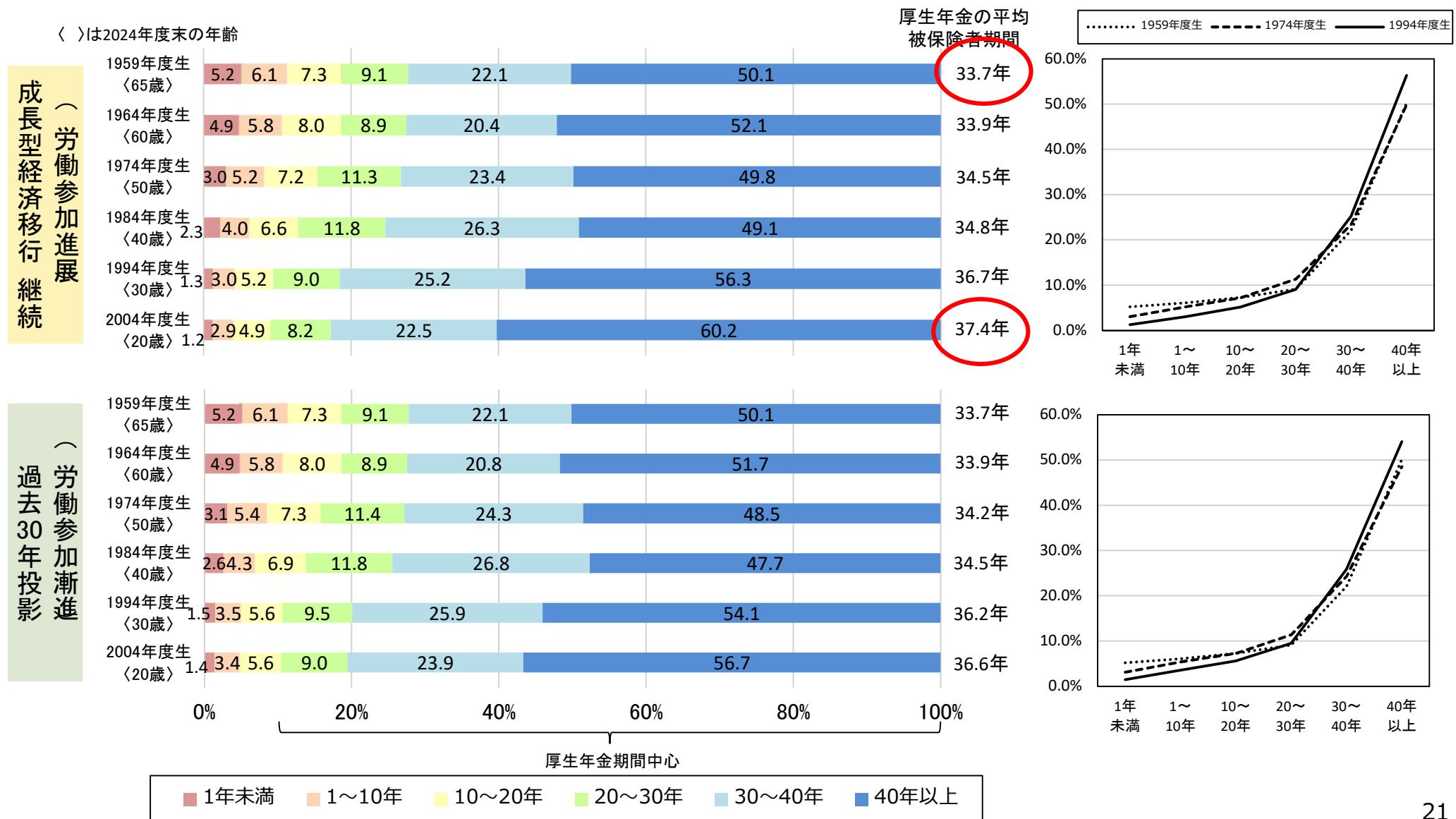
- 労働参加の進展により、若年世代ほど、厚生年金期間中心の者が増加し、1号期間中心や3号期間中心の者が減少する見通し。



厚生年金の被保険者期間分布の変化(生年度別)

—現行制度、男性—

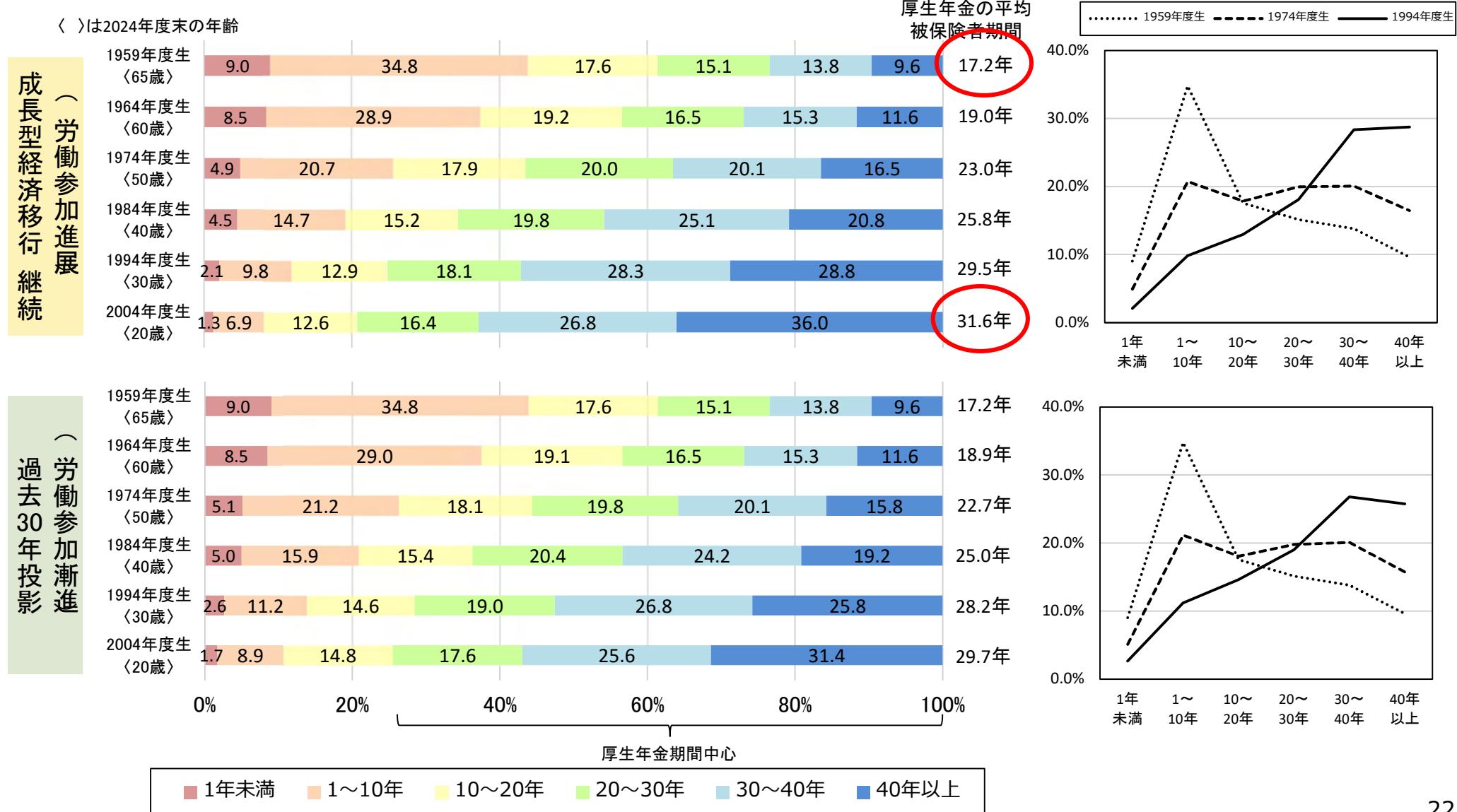
- 労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金の被保険者期間の長い者が増加する見通し。



厚生年金の被保険者期間分布の変化(生年度別)

—現行制度、女性—

- 労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金の被保険者期間の長い者が増加する見通し。



(参考)

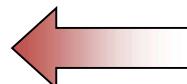
1. 令和6年財政検証結果の概要

2. オプション試算

財政検証について

平成16(2004)年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ
(最終保険料(率)は国民年金17,000円(2004年度価格)、厚生年金18.3%)
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ



人口や経済の動向



少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
 - 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全性を検証する
- 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2024年度: 61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円

注: 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

令和6(2024)年財政検証の諸前提

＜社会・経済状況に関する諸前提＞

財政検証においては、将来の社会・経済状況について一定の前提を置く必要があるが、将来は不確実であるため、幅広い複数のケースを設定している。財政検証の結果についても、複数のケースを参考し幅広く解釈する必要がある。

※ なお、現行制度に基づく財政検証は、令和6年10月に施行される適用拡大（企業規模要件100人超→50人超）等の影響を織り込んでいる。

＜人口の前提＞		合計特殊出生率	平均寿命		入国超過数	
「日本の将来推計人口」(2023年4月、 国立社会保障・人口問題研究所)	1.33	2020年 (実績) 高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13	2070年 (実績) 高位 （余命の伸び小） 男性：81.58 女性：87.72	2020年 (実績) 中位 （余命の伸び大） 84.56 90.59 85.89 91.94 87.22 93.27	2070年 （実績の平均） 高位 （余命の伸び小） 中位 （余命の伸び大） 2016～2019年 (実績の平均) 16.4万人	～2040年 （実績の平均） 入国超過数（一定） 25万人 16.4万人 6.9万人 ※2041年以降は2040年の 総人口に対する比率を固定

＜労働力の前提＞		就業者数	就業率
「労働力需給の推計」(2024年3月、 独立行政法人 労働政策研究・研修機構)	6,724万人	2022年 (実績) 2040年 労働参加進展：6,734万人 労働参加漸進：6,375万人 労働参加現状：5,768万人	2022年 (実績) 60.9% 2040年 労働参加進展：66.4% 労働参加漸進：62.9% 労働参加現状：56.9%

		将来の経済状況の仮定		＜長期の経済前提＞				参考(推計結果)		
		労働率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り	実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>	実質経済成長率	人口1人当たり 実質経済成長率
高成長実現 ケース	中長期試算 成長実現 ケースに接続	成長実現・ 労働参加進展 シナリオ	1.4 %	2.0 %	2.0 %	3.4 %	1.4 %		1.6 %	2.3 %
成長型経済 移行・継続 ケース	中長期試算 参考ケース に接続		1.1 %	2.0 %	1.5 %	3.2 %	1.7 %		1.1 %	1.8 %
過去30年 投影ケース	中長期試算 ベースライン ケースに接続	成長率ベースラ イン・労働参加 漸進シナリオ	0.5 %	0.8 %	0.5 %	2.2 %	1.7 %		▲0.1%	0.7 %
1人当たり ゼロ成長 ケース		一人当たりゼロ 成長・労働参加 現状シナリオ	0.2 %	0.4 %	0.1 %	1.4 %	1.3 %		▲0.7%	0.1 %

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（令和6（2024）年財政検証）

— 幅広い複数ケースの経済前提における見通し —

足下の所得代替率※(2024年度)

61. 2% 〔比例: 25.0%
基礎: 36.2%〕

※ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額
2024年度: 61. 2% 13. 4万円 9. 2万円 37. 0万円

注: 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

将来の所得代替率

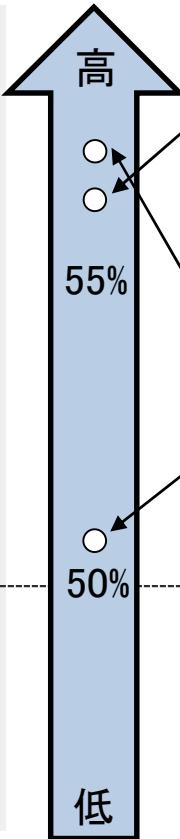
※ 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

労働力の前提

成長実現・
労働参加
進展

成長率
ベースライ
ン・労働参
加漸進

一人当たりゼロ成
長・労働参
加現状



高成長実現ケース

56. 9% (2039)

〔比例: 25.0% (調整なし)
基礎: 31.9% (2039)〕

実質賃金上昇率: 2. 0%
実質的な運用利回り(スプレッド): 1. 4%

成長型経済移行・継続ケース

57. 6% (2037)

〔比例: 25.0% (調整なし)
基礎: 32.6% (2037)〕

実質賃金上昇率: 1. 5%
実質的な運用利回り(スプレッド): 1. 7%

過去30年投影ケース

50. 4% (2057)

〔比例: 24.9% (2026)
基礎: 25.5% (2057)〕

実質賃金上昇率: 0. 5%
実質的な運用利回り(スプレッド): 1. 7%

1人当たりゼロ成長ケース

- 機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率37%～33%程度(機械的に基礎、比例ともに給付水準調整を続けた場合、2059年度時点の所得代替率は50.1%)。
- 2059年度時点でマクロ経済スライドの未調整分は▲21.7%。仮にマクロ経済スライドの名目下限措置を撤廃し、機械的に給付水準調整を続けた場合(経済変動あり)、給付水準調整終了後の所得代替率は45.3%(調整終了年度は2063年度)。

実質経済成長率
2034年度以降30年平均

1. 6%

1. 1%

▲0. 1%

▲0. 7%

※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円(全国加重平均)となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。(高成長実現ケース: +0. 4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース: +0. 4%ポイント、過去30年投影ケース: +0. 3%ポイント)

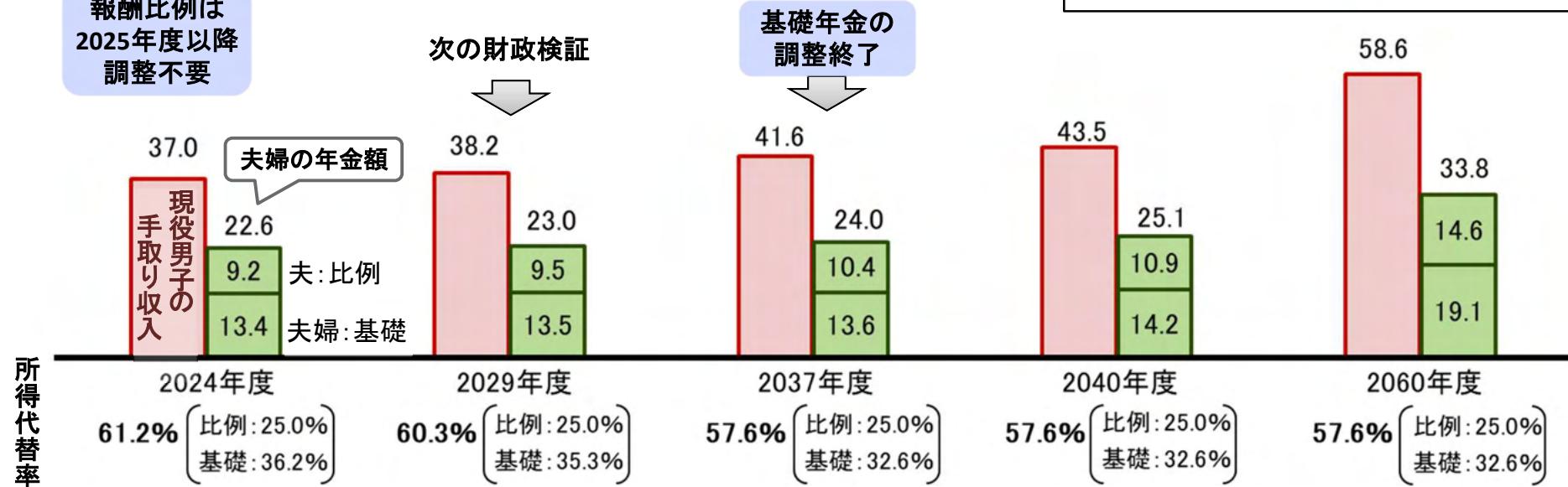
注1: 試算における人口の前提是、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

注2: 高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り(スプレッド)が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26(2014)年財政検証においても同様の結果が生じている。

所得代替率及びモデル年金の将来見通し(令和6(2024)年財政検証)

成長型経済移行・継続ケース(実質賃金上昇率(対物価)1.5%)

報酬比例は
2025年度以降
調整不要

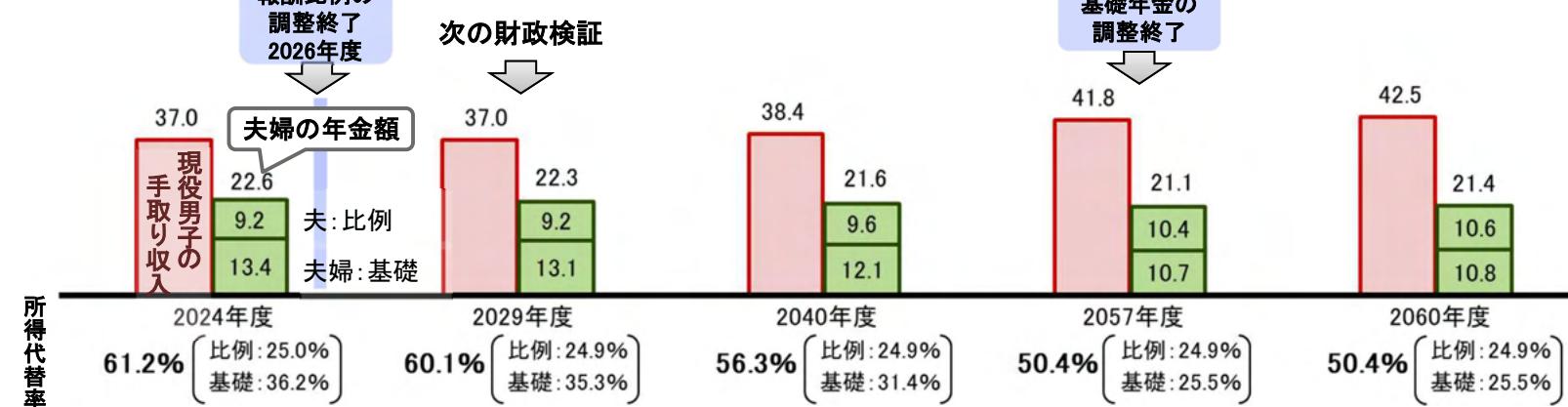


単位: 万円(月額)

※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

過去30年投影ケース(実質賃金上昇率(対物価)0.5%)

報酬比例の調整終了
2026年度



※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率が名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。

※ 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものです。

※ 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

社会経済状況の変化 (令和元(2019)年財政検証 ⇒ 令和6(2024)年財政検証)

＜足下(2023年度)の財政状況＞

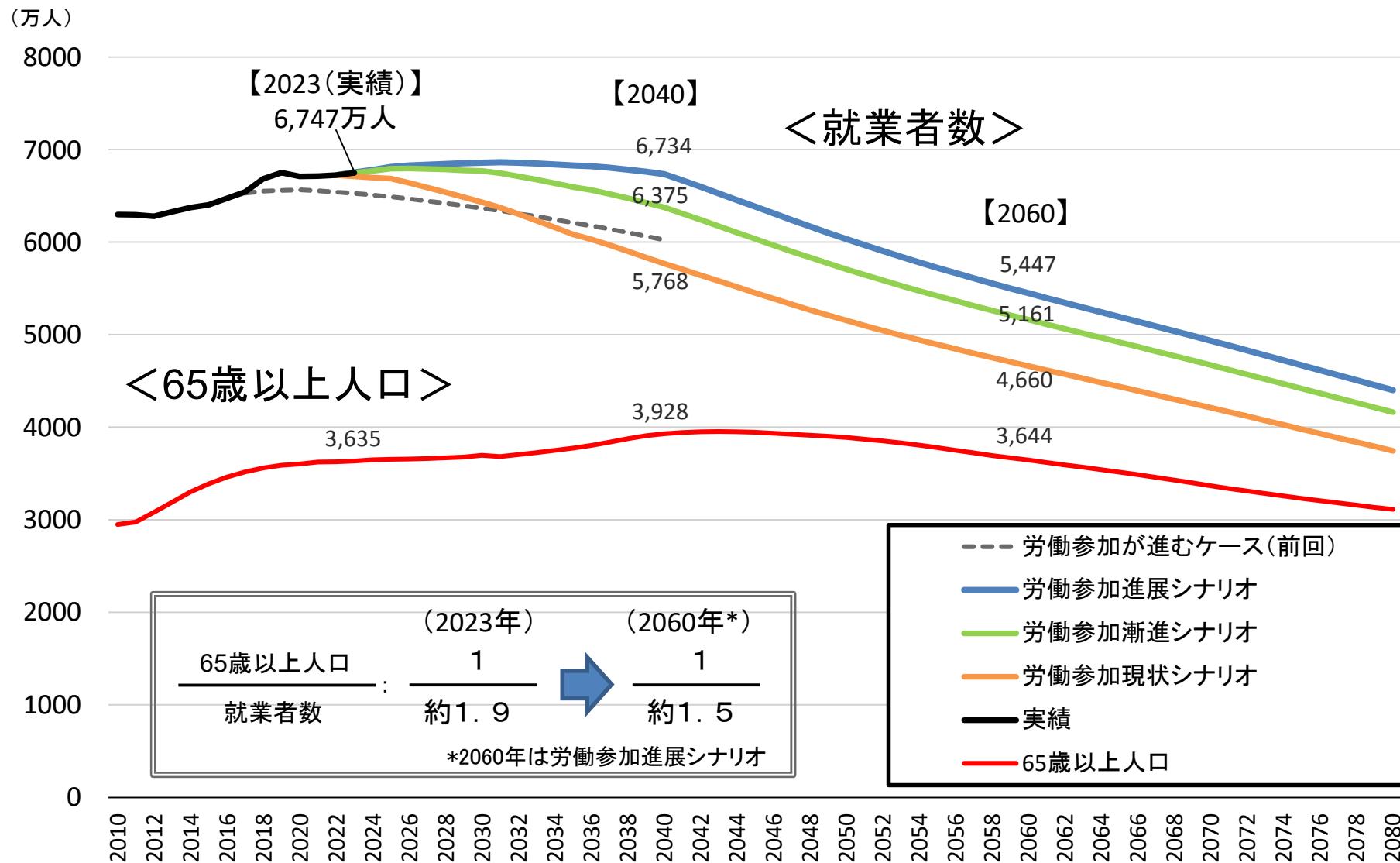
要素	社会経済の変化				年金財政への影響	
被保険者数	厚生年金被保険者 第3号被保険者	前回検証の見通し 4,425万人 762万人	⇒	実績見込み 4,683万人 701万人	※支え手の増加 被扶養者の減少	プラス 
収支差引残(運用収入除く)	厚生年金+国民年金:	▲1.5兆円	⇒	0.3兆円	※赤字脱却	プラス 
積立金残高(年度末)	厚生年金+国民年金:	221兆円	⇒	291兆円	※約70兆円増	プラス 

(注) 積立金残高は、短期的な時価の変動を平滑化したもの。

＜将来の仮定＞ ⋯ 実績の趨勢等を踏まえ見直し

要素	社会経済の変化				年金財政への影響
人口(中位推計) ※ 日本の将来推計人口 (R5.4 国立社会保障人口問題研究所)	合計特殊出生率の仮定(2070) 外国人の入国超過数の仮定 高齢化率の見通し	前回 1.44 ⇒ 今回 1.36 7万人 ⇒ 16万人 (/年) 38.4% (2065) ⇒ 38.7% (2070)			限定的 
労働力 ※ 労働力需給の推計 (R6.3(独)労働政策研究・研修機構)	労働参加進展シナリオ 前回(2040) 今回(2040) 就業者数 6,024万人 ⇒ 6,734万人 就業率(15歳～) 60.9% ⇒ 66.4%	労働参加漸進シナリオ 前回(2040) 今回(2040) 就業者数 5,644万人 ⇒ 6,375万人 就業率(15歳～) 57.0% ⇒ 62.9%			プラス 
経済 ※年金財政における経済前提に関する専門委員会 (R6.4検討結果の報告)	前回 (ケースⅢ) 実質賃金上昇率 【長期の前提】 1.1% ⇒ 1.5% 実質的な運用利回り(対賃金) 【長期の前提】 1.7% ⇒ 1.7%	今回 (成長型経済 移行・継続ケース) 1.1% ⇒ 0.5%	前回 (ケースⅢ) 1.1% ⇒ 0.5%	今回 (過去30年投影ケース) 1.7% ⇒ 1.7%	成長型経済 移行・継続 プラス  過去30年投影 マイナス 

就業者数と65歳以上人口の推移



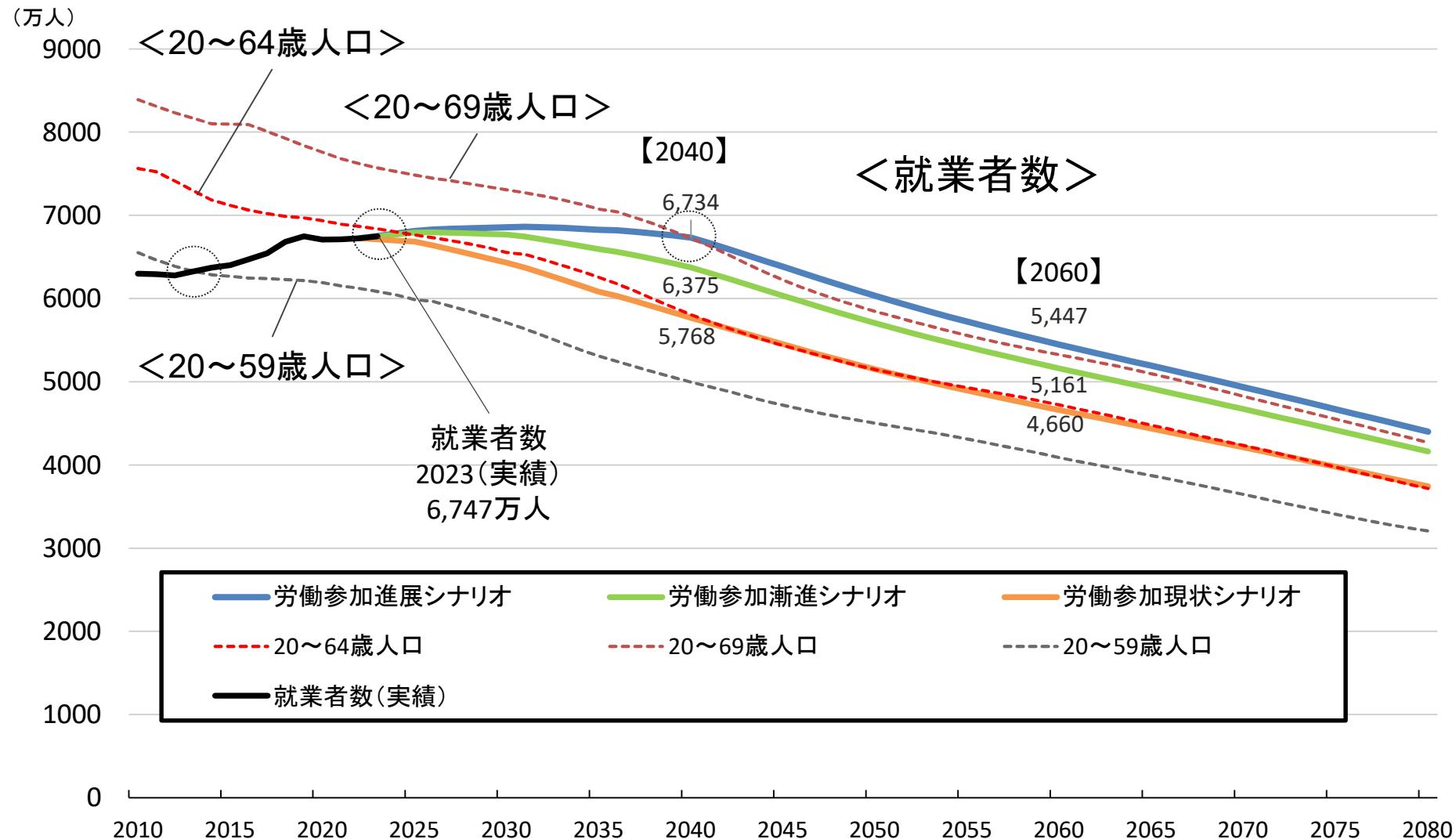
（出所）「労働力調査」（総務省）、「労働力需給の推計」（JILPT）、「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

注1：試算における人口の前提是、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

注2：2040年以降の就業者数は、労働力需給の推計、日本の将来推計人口を基に数理課において推計。

就業者数と、20～59歳人口、20～64歳人口、20～69歳人口の推移

- 就業者数は、現在、20～64歳人口とほぼ同数であるが、10年前は20～59歳人口と同数であった。
- 労働参加進展シナリオは、2040年に就業者数が20～69歳人口と同数となるシナリオ。



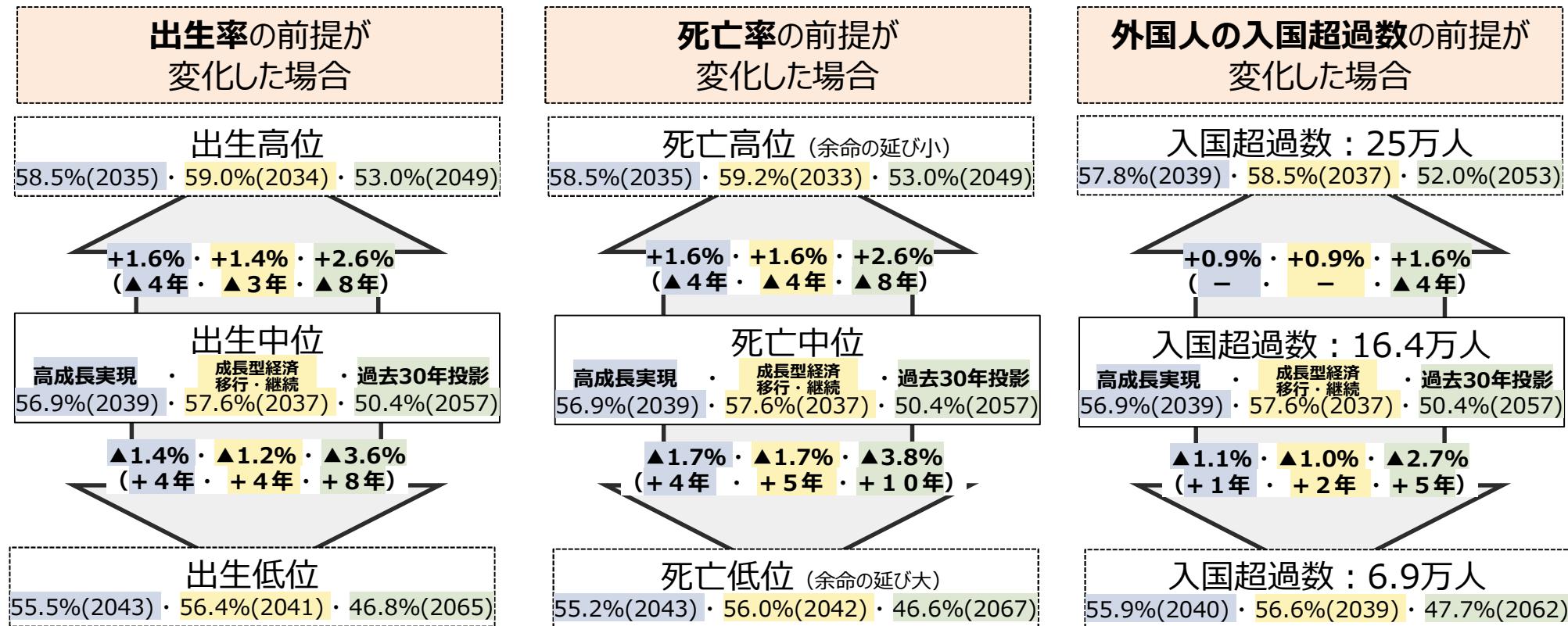
(出所)「労働力調査」(総務省)、「労働力需給の推計」(JILPT)、「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

注1: 試算における人口の前提是、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

注2: 2040年以降の就業者数は、労働力需給の推計、日本の将来推計人口を基に数理課において推計。

人口の前提が変化した場合の影響（令和6（2024）年財政検証）

※ 給付水準調整終了後の所得代替率の変化を示したもの。（）内は給付水準の調整終了年度



	合計特殊出生率	平均寿命	外国人の入国超過数
将来の仮定	2020年 1.33 → 2070年 高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13	2020年 高位（余命の伸び小） 男性：81.58 女性：87.72 → 2070年 中位 低位（余命の伸び大） 84.56 90.59 85.89 91.94 87.22 93.27	~2040年（一定） 25万人 16.4万人 6.9万人 ※2041年以降は2040年の総人口に対する比率を固定
直近の実績	2022年 1.26 (1.25) 2023年 1.20 (1.23) ※（）内は中位の仮定値	2022年 男性：81.05 女性：87.09 → 81.27 87.34	2022年 19.1万人 (16.4万人) 2023年 24.0万人 (16.4万人) ※（）内は仮定値

(参考)

1. 令和6年財政検証結果の概要
2. オプション試算

オプション試算の内容

1. 被用者保険の更なる適用拡大

- ①: 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消を行う場合
(約90万人)
- ②: ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合
(約200万人)
- ③: ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合
(約270万人)
- ④: 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合
(約860万人)

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20~59歳)から45年(20~64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致

基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

4. 在職老齢年金制度

就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)の見直しを行った場合

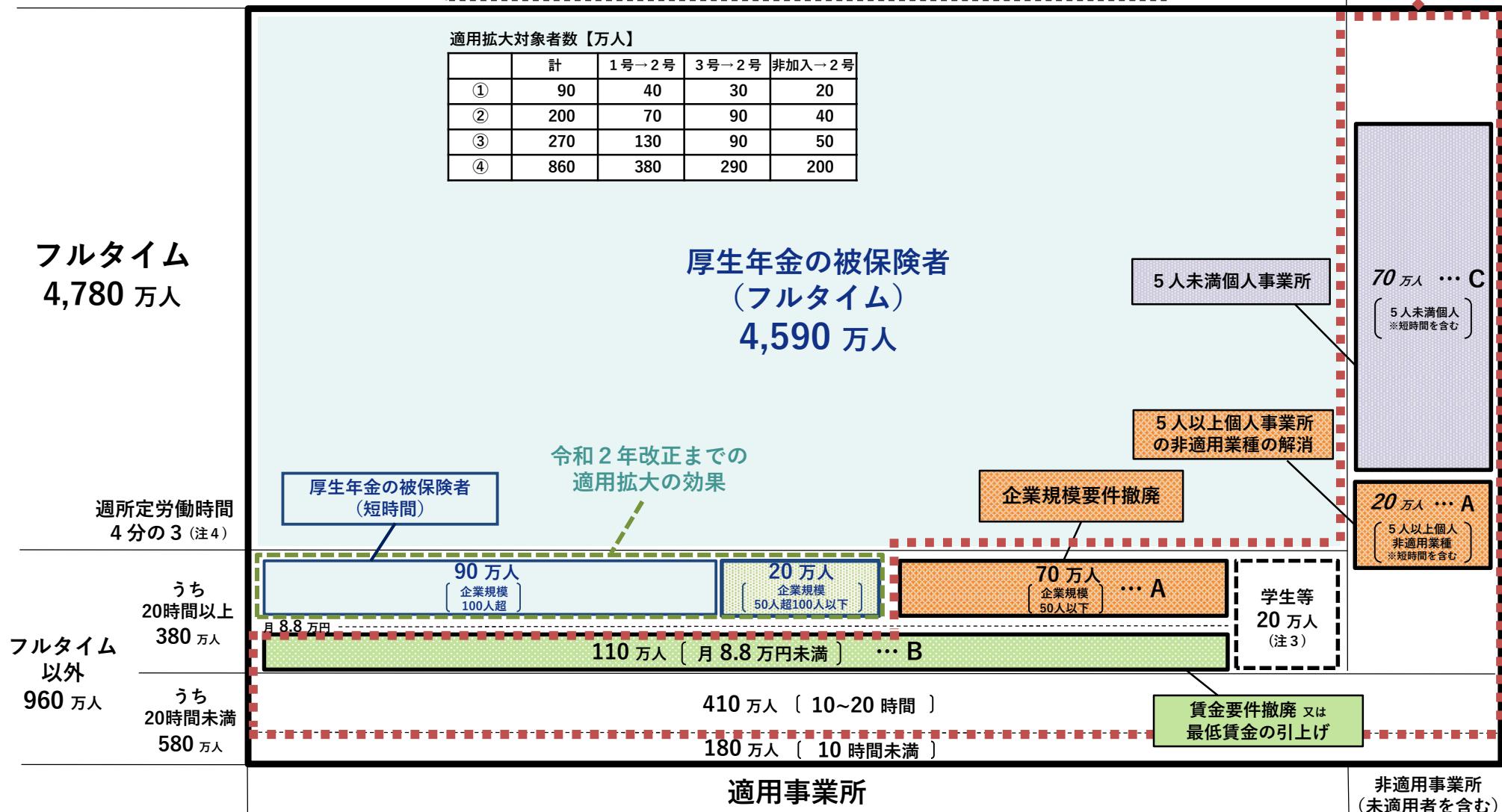
5. 標準報酬月額の上限

厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)の見直しを行った場合

(参考)被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数

雇用者全体 (2023年度時点)
5,740万人 ※70歳以上を除く

- ① 90万人・・・企業規模要件撤廃+非適用業種の解消 (A)
 ② 200万人・・・①+賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ (A+B)
 ③ 270万人・・・②+5人未満個人事業所 (A+B+C)
 ④ 860万人・・・週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大 (D)



注1. 「労働力調査2023年平均」、「令和4年公的年金加入状況等調査」、「令和4年就業構造基本調査」、「令和3年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。

注2. 斜体字は、「令和3年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。

注3. 学生等には、雇用契約期間2ヶ月以下の者（更新等で同一事業所で2ヶ月以上雇用されている者は除く）が含まれている。

注4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和5年就労条件総合調査」における労働者1人平均の値(39時間04分)としている。

1. 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

- ①：被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合（約90万人拡大）
 - ②：①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合（約200万人拡大）
 - ③：②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合（約270万人拡大）
 - ④：所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合（約860万人拡大）
- ・試算の便宜上、2027年10月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。

将来の所得代替率						
	現行制度	適用拡大① (90万人拡大)	適用拡大② (200万人拡大)	適用拡大③ (270万人拡大)	適用拡大④ (860万人拡大)	
足下の所得代替率 (2024年度)	<p>61.2%</p> <p>〔比例:25.0% 基礎:36.2%〕</p>	<p>57.6% (2037)</p> <p>〔比例:25.0% (調整なし) 基礎:32.6% (2037)〕</p>	<p>58.6% (2035)</p> <p>〔比例:25.0% (調整なし) 基礎:33.6% (2035)〕</p> <p>+1.0%</p>	<p>59.3% (2034)</p> <p>〔比例:25.0% (調整なし) 基礎:34.4% (2034)〕</p> <p>+1.7%</p>	<p>60.7% (2028)</p> <p>〔比例:25.0% (調整なし) 基礎:35.8% (2028)〕</p> <p>+3.1%</p>	<p>61.2% (調整なし)</p> <p>〔比例:25.0% (調整なし) 基礎:36.2% (調整なし)〕</p> <p>+3.6%</p>
	<p>成長型経済</p> <p>〔比例:25.0% 基礎:36.2%〕</p>	<p>50.4% (2057)</p> <p>〔比例:24.9% (2026) 基礎:25.5% (2057)〕</p>	<p>51.3% (2054)</p> <p>〔比例:24.8% (2027) 基礎:26.5% (2054)〕</p> <p>+0.9%</p>	<p>51.8% (2052)</p> <p>〔比例:24.6% (2028) 基礎:27.2% (2052)〕</p> <p>+1.4%</p>	<p>53.1% (2048)</p> <p>〔比例:24.5% (2029) 基礎:28.6% (2048)〕</p> <p>+2.7%</p>	<p>56.3% (2038)</p> <p>〔比例:23.1% (2038) 基礎:33.2% (2038)〕</p> <p>+5.9%</p>

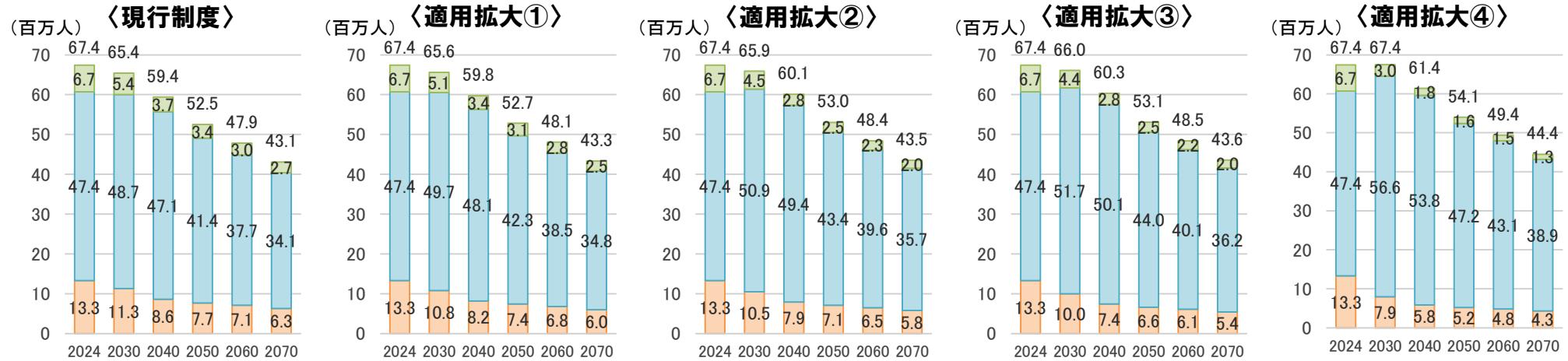
注1:給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2:試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

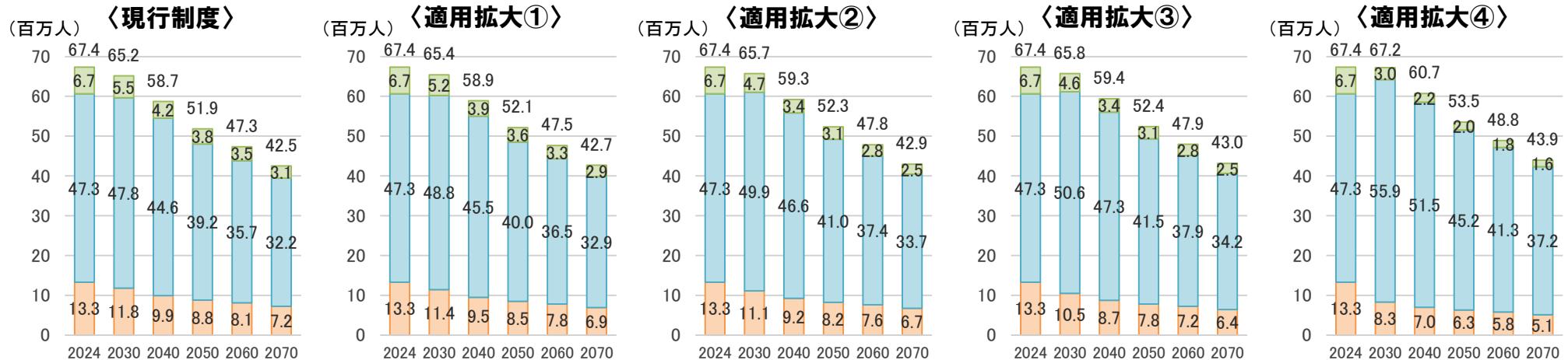
適用状況別の被保険者数の推移

- ① : 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(約90万人拡大)
- ② : ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(約200万人拡大)
- ③ : ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(約270万人拡大)
- ④ : 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(約860万人拡大)

成長型経済移行・継続ケース(労働参加進展)



過去30年投影ケース(労働参加漸進)

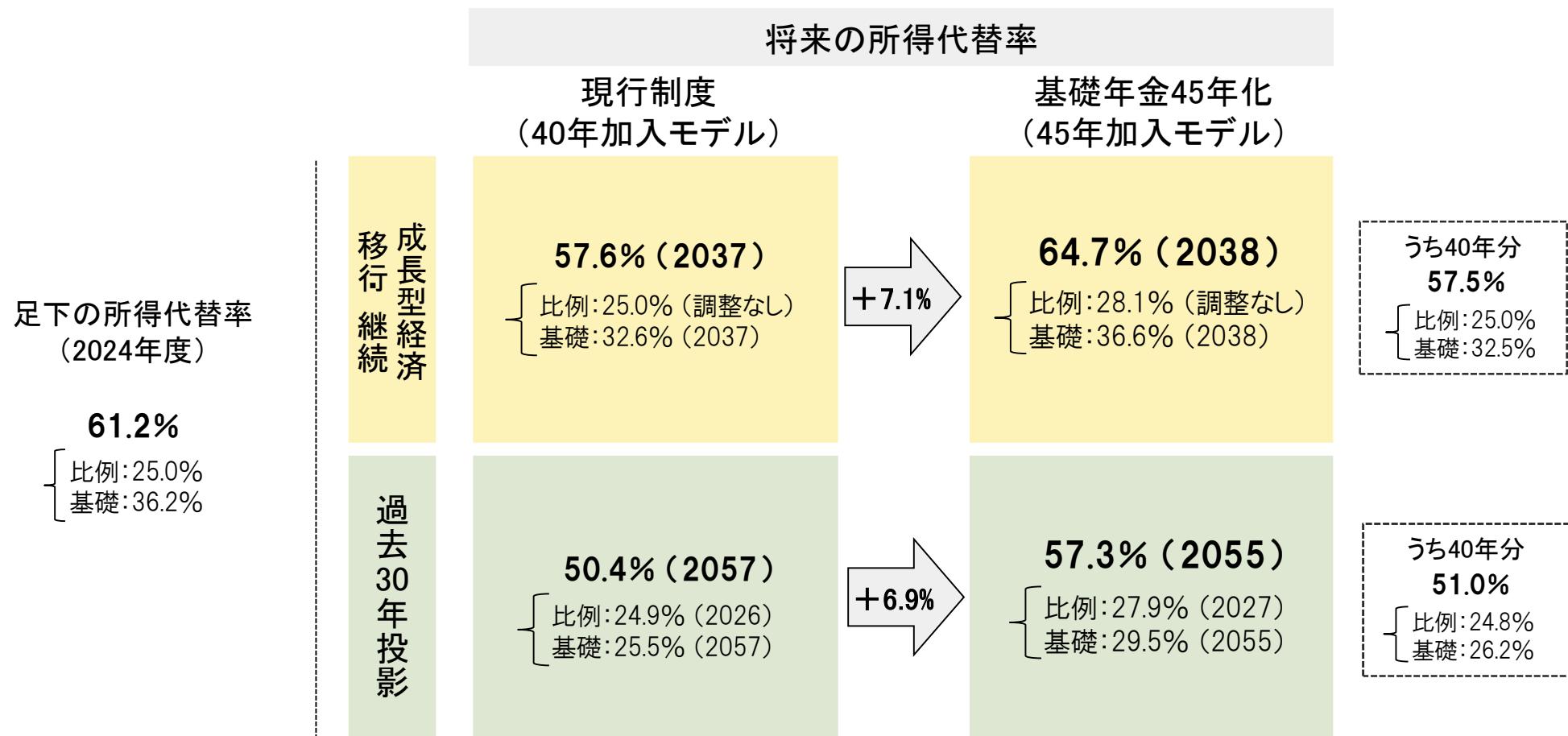


注: 試算における人口の前提是、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合

- 基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20~59歳)から45年(20~64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

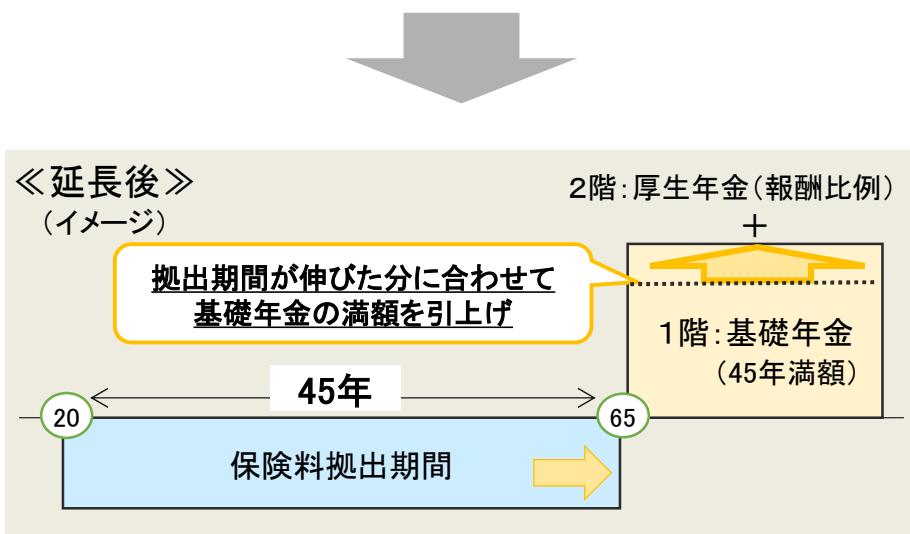
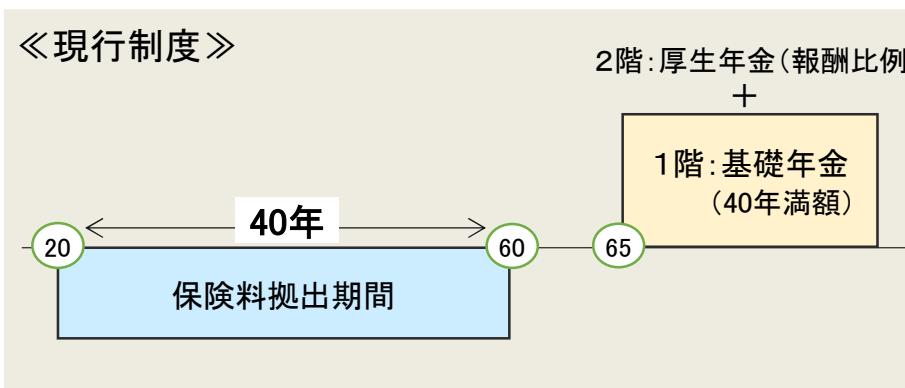
- ・試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。
- ・延長期間(60~64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算している。
- ・マクロ経済スライドの調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。



(参考) 基礎年金の拠出期間延長・給付増額のイメージと試算の前提

- 基礎年金の拠出期間を現行の40年(20~59歳)から45年(20~64歳)に延長した場合には、その分給付を増額することとなり、全被保険者共通の給付である基礎年金が充実する。

基礎年金の拠出期間延長・給付増額した場合のイメージ



試算の前提(基礎年金) —個人ベースの負担と給付の関係—

被保険者区分	負担(保険料)	給付(基礎年金)
1号	60~64歳の5年間 追加で保険料負担 (※2)	60~64歳の5年間の 負担に応じた給付増 (※1)
2号・3号	追加の 保険料負担なし	60~64歳の5年分 に対応する給付増

※1: 令和6年度の基礎年金額(年81.6万円)をもとに計算すると、年約10万円の給付増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)

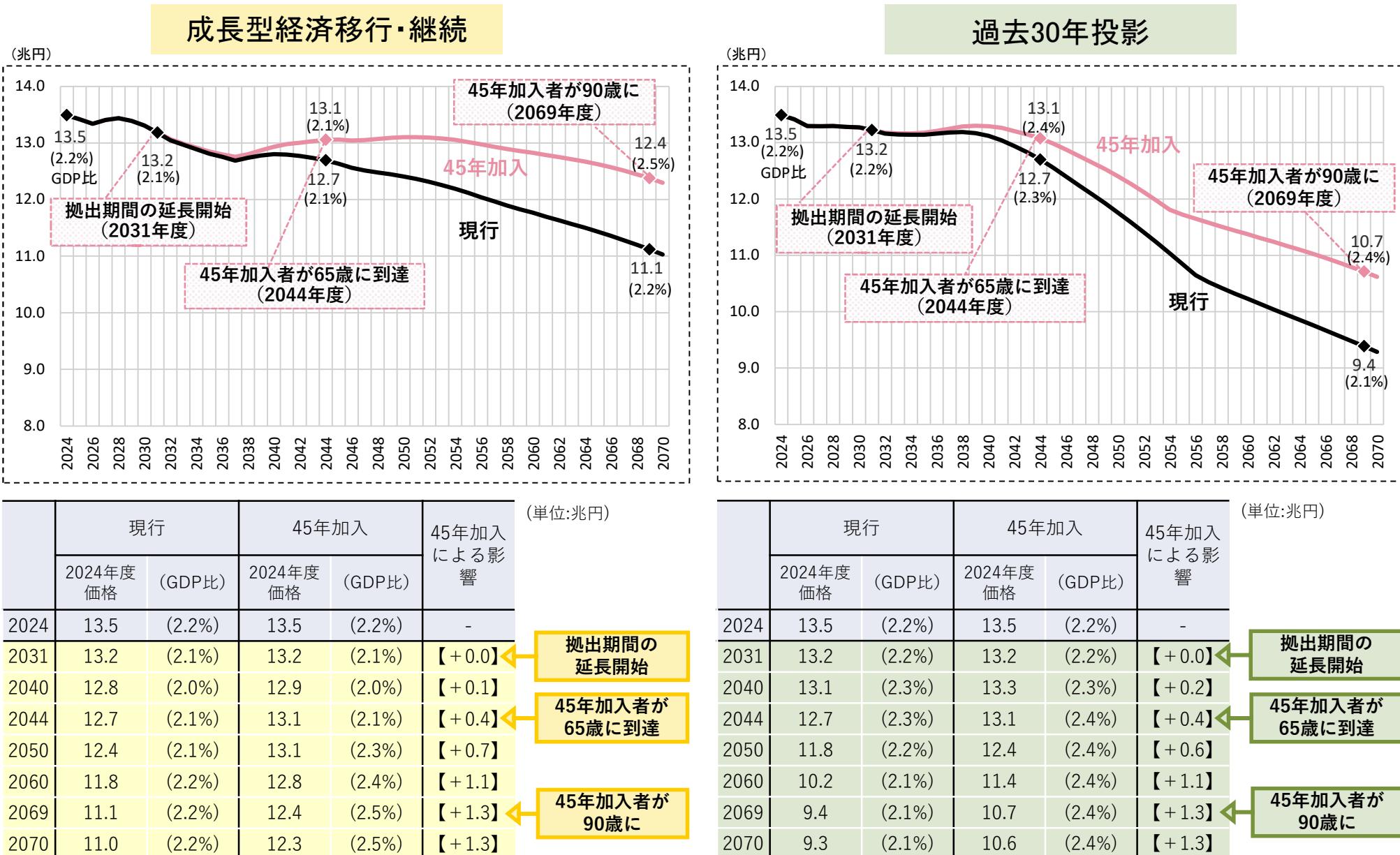
※2: 令和6年度の国民年金保険料(月約1.7万円)をもとに計算すると、5年間で約100万円の負担増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)
なお、現行制度における保険料免除の仕組みが60~64歳においても同様に適用される前提で試算。

※3: 試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。

※4: 延長期間(60~64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算。

※5: マクロ経済スライドの調整率は、現行制度と同じと仮定。

(参考) 基礎年金の拠出期間延長・給付増額による国庫負担の見通しの変化



注1: 「2024年度価格」とは、賃金上昇率（国民年金の保険料改定率）により、2024年度の価格に換算したものである。

注2: 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

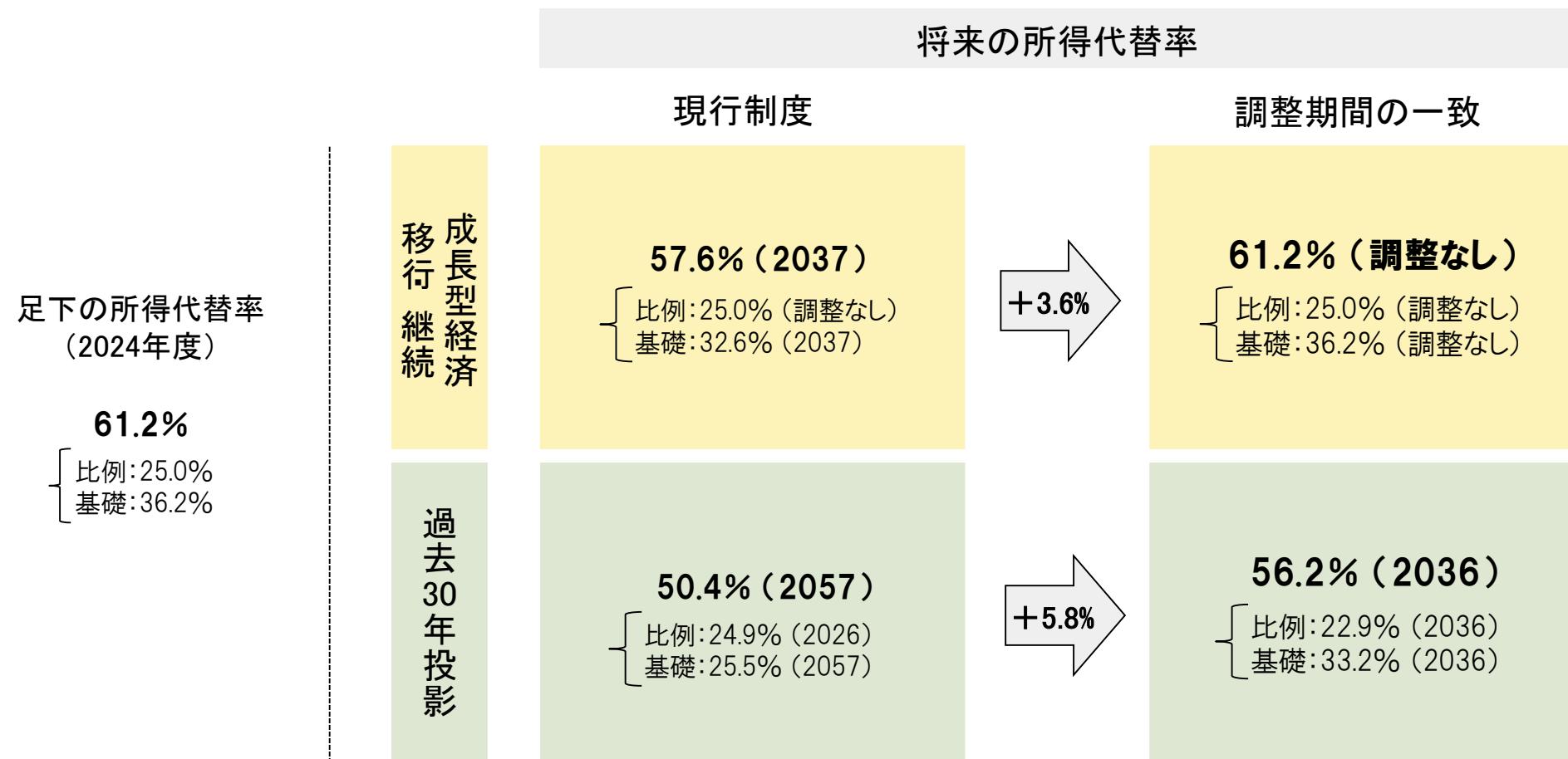
注3: ()内は、2024年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合

○ 基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

※ マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(2段階方式)を見直し、公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更。

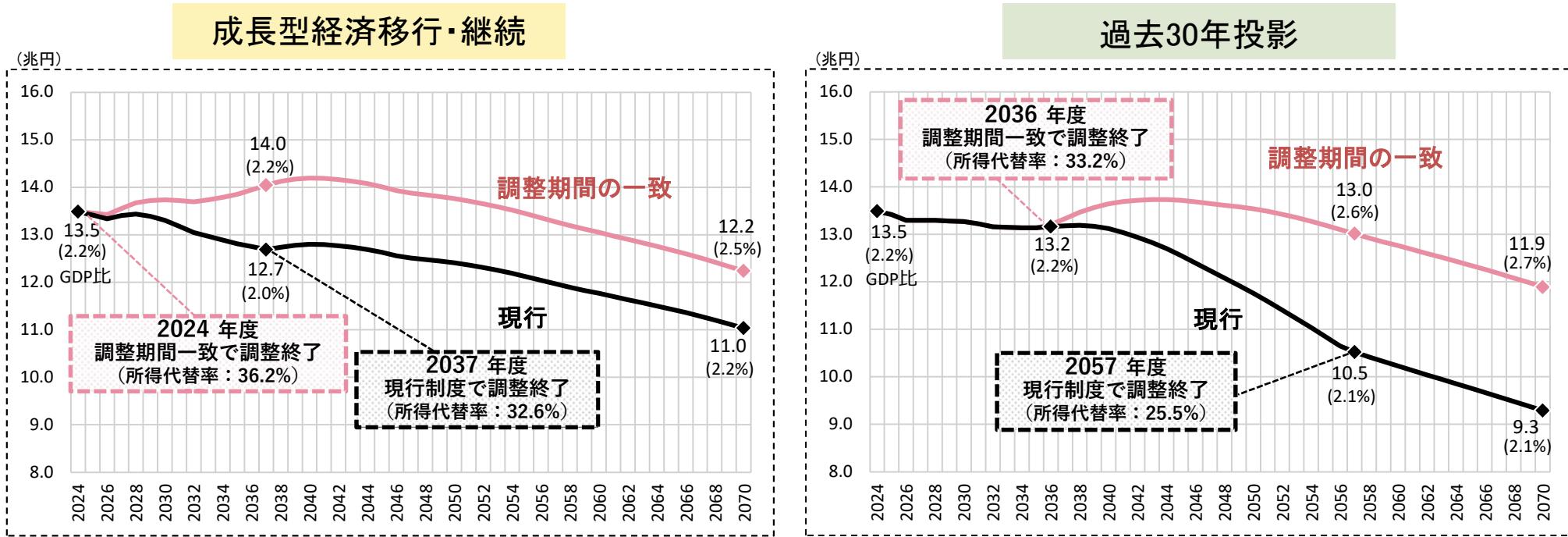
なお、基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じ。



注1:給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2:試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

(参考)マクロ経済スライドの調整期間一致による国庫負担の見通しの変化



	現行		調整期間一致		調整期間一致による影響 (単位:兆円)
	2024年度 価格	(GDP比)	2024年度 価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.5	(2.2%)	【+ 0.0】
2030	13.3	(2.1%)	13.7	(2.2%)	【+ 0.4】
2037	12.7	(2.0%)	14.0	(2.2%)	【+ 1.4】
2040	12.8	(2.0%)	14.2	(2.2%)	【+ 1.4】
2050	12.4	(2.1%)	13.8	(2.4%)	【+ 1.4】
2060	11.8	(2.2%)	13.0	(2.4%)	【+ 1.3】
2070	11.0	(2.2%)	12.2	(2.5%)	【+ 1.2】

	現行		調整期間一致		調整期間一致による影響 (単位:兆円)
	2024年度 価格	(GDP比)	2024年度 価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.4	(2.2%)	-
2030	13.3	(2.2%)	13.3	(2.2%)	-
2036	13.2	(2.2%)	13.2	(2.2%)	【+ 0.0】
2040	13.1	(2.3%)	13.6	(2.4%)	【+ 0.5】
2050	11.8	(2.2%)	13.5	(2.6%)	【+ 1.8】
2057	10.5	(2.1%)	13.0	(2.6%)	【+ 2.5】
2060	10.2	(2.1%)	12.8	(2.7%)	【+ 2.5】
2070	9.3	(2.1%)	11.9	(2.7%)	【+ 2.6】

- 「2024年度価格」とは、賃金上昇率（国民年金の保険料改定率）により、2024年度の価格に換算したものである。
- 「所得代替率」は基礎年金2人分である。
- 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
- ()内は、2024年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

4. 65歳以上の在職老齢年金の仕組みを撤廃した場合

- 就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)を撤廃した場合

・ 試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。また、在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。

※ 厚生年金の給付の増加により報酬比例部分の所得代替率が低下(基礎年金への影響はない)。

⇒ 働く年金受給者の給付が増加する一方、将来の受給世代の給付水準が低下する。

高在老の撤廃

所得代替率への影響

比例 : ▲0.5%

※ 基礎は影響なし

【参考】高在老の撤廃による給付増
(報酬比例部分)

2030年度 : 5,200億円

2040年度 : 6,400億円

2060年度 : 4,900億円

※ 賃金上昇率により2024年度の価格に換算したもの

【参考】65歳以上の在職老齢年金の支給停止基準額を変更した場合の影響
(2022年度末データ)

支給停止基準額	支給停止者数	支給停止額	支給停止基準額 見直しによる給付増
現行 [2022年度 47万円]	50万人 (16%)	4,500億円	—
53万円	37万人 (12%)	3,600億円	900億円
56万円	33万人 (11%)	3,200億円	1,300億円
59万円	29万人 (10%)	2,700億円	1,800億円
62万円	27万人 (9%)	2,300億円	2,200億円
65万円	25万人 (8%)	1,900億円	2,600億円
⋮	⋮	⋮	⋮
撤廃	—	—	4,500億円

注1:所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、中位推計(出生中位・死亡中位・入国超過数16.4万人))。

過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率(比例) : [現行]24.9% (2026年度) → [高在老撤廃]24.4% (2029年度) ※()内は調整終了年度

なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注2:右表の支給停止者数における()内は、65歳以上の在職老齢年金受給権者(308万人)に対する割合である。

注3:右表の支給停止者数には第2~4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止額には含まれている。

5. 標準報酬月額の上限の見直しを行った場合

○ 厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)について、以下のとおり見直した場合

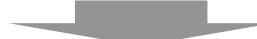
① 75万円(上限該当者4%相当)、② 83万円(上限該当者3%相当)、③ 98万円(上限該当者2%相当)

- ・試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。
- ・標準賞与の上限は、上限該当者の賞与の水準を踏まえ現行と同じと仮定。
- ・現行の上限該当者は6%程度。

※ 厚生年金の保険料収入の増加により報酬比例部分の所得代替率が上昇(基礎年金への影響はない)。

→ 上限該当者や企業の保険料負担は増加する一方、上限該当者の老齢厚生年金が増加することに加え、将来の受給世代の給付水準も上昇する。

標準報酬月額上限	上限該当者数 ^(注1) ※()内は上限該当者の割合	保険料収入の増加額 ^(注2) ※()内は事業主負担分	所得代替率への影響 ^(注3)
現行 65万円	259万人 (6.2%)	—	—



上限の見直し① 75万円	168万人 (4.0%)	4,300億円 (2,150億円)	比例: +0.2% ※ 基礎は影響なし
上限の見直し② 83万円	123万人 (3.0%)	6,600億円 (3,300億円)	比例: +0.4% ※ 基礎は影響なし
上限の見直し③ 98万円	83万人 (2.0%)	9,700億円 (4,850億円)	比例: +0.5% ※ 基礎は影響なし

<p>＜参考＞</p> <p>上限該当者に係る^(注4) 老齢厚生年金の給付増</p> <p>※10年間、見直し後の 標準報酬上限に 該当した場合の例</p>	
6.1万円/年 (終身)	
11.0万円/年 (終身)	
20.1万円/年 (終身)	

注1: 上限該当者数は2022年度末時点における現行の上限(65万円)該当者数259万人(1号厚年のみ)を、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」による健康保険・船員保険の標準報酬月額等級別被保険者数の分布をもとに按分して推計。()内は被保険者全体(4,200万人)に占める上限該当者の割合。

注2: 保険料収入の増加額は満年度1年分。2022年度末時点におけるデータをもとに試算したもの。

注3: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)。
過去30年投影ケース(出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)における給付水準調整終了後の所得代替率(比例):

※()内は調整終了年度

[現行]23.9%(2031年度) → [上限の見直し①: 75万円]24.2%(2030年度)、[上限の見直し②: 83万円]24.3%(2030年度)、[上限の見直し③: 98万円]24.5%(2029年度)

なお、成長型経済移行・継続ケースや、過去30年投影ケース(出生中位・死亡中位・入国超過数16.4万人)においては、現行制度の下で報酬比例部分の調整がかかるない(又は調整期間が短い)見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注4: 見直し後の上限該当者について、令和6年度の年金額を前提として試算したもの。